

第二十八回 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和三十三年四月八日(火曜日)午前十一時八分開会

委員の異動

本日委員岡三郎君辞任につき、その補欠として秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君

理事 青柳 秀夫君

高橋進太郎君

阿部 竹松君

相馬 助治君

委員

大谷 賛雄君

小澤久太郎君

小幡 治和君

古池 信三君

小滝 彬君

高橋 衛君

海野 三朗君

阿 三郎君

椿 繁夫君

加藤 正人君

豊田 雅孝君

国務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

国務大臣 正力松太郎君

政府委員

科学技術 科学技術 吉田 萬次君

科学技術 科学技術 原田 久君

科学技術 科学技術 鈴木 康平君

事務局側

通商産業省 松尾泰一郎君
通商局長 松尾 金藏君
企業局長 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選
○理化学研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○航空機工業振興法案(内閣送付、予備審査)

○日本貿易振興会法案(内閣提出、衆議院送付)

○工業用水道事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、理事の辞任の件についてお諮りいたします。古池信三君から都合により、理事を辞任したい旨の申し出がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行いたいと存じます。この互選の方法に成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、私より高橋進太郎君を理事に指名いたします。

○委員長(近藤信一君) 次に、先ほど委員長及び理事打合せを開き協議いたしました結果、本日は、まず理化学研究所法案を審議し、午後から航空機工業振興法案について提案理由の説明を聞いた後、引き続き、日本貿易振興会法案及び工業用水道事業法案の順で審議したいと思っております。

なお、明日は午後から委員会を開き、中小企業信用保険公庫法案等について参考人をお呼びしておりますが、そのあとで引き続き右法案の審議を継続したいと存じます。

○委員長(近藤信一君) それでは、これより理化学研究所法案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○阿部竹松君 議事進行について。その理事会で決定したことに異議があるかどうかというのを委員長が語らないで、理化学研究所の質疑に入ったので、本国会の始まる前に、一週間に二回ということをやめてください。たね。これはどうなつたのですか。そうするときは、あすやれば、今週はやらぬということですか。

それからもう一つ、大臣出ないことは、予算委員会があるときは、これは次官が出席してもやむを得ない場合もあるというところは、了解しておりますが、今後はどういふことになるのですか。たとえば、明日でもまた来週の委員会でも……。

○委員長(近藤信一君) 先ほどの理事会では、次の委員会においては大臣の出席を得て、そうしてその法案のあれをきめていこうと、こういうふうになりました。

それから、あの週二回の問題は、最初のときは都合により金曜日にも委員会を開会することもある、こういうきめだつたと思つております。

○阿部竹松君 金曜日にやるといふことは、週二回を前提として、大臣の出席都合、予算委員会等の振り合いを見て、こういうことなんです。当時の理事会の決定は、ですから、そういうことがいつどこでこわれたのか。それから、委員長の今御答弁あつた大臣の出席をするといふことは、今後は大臣はもうあれなんです、欠かさず出席されるということですか。

○委員長(近藤信一君) そういう方法をとりたいと思つております。

○高橋進太郎君 どうでしょう。これは議事運営のあれですから、一ぺん理事会にでもその後の情勢でも持ち寄つて、今の週二回の問題もあり、それから大臣出席の問題もあつて、いただきましたら……。どうでしょう。ここで急にきめるというわけにいきませんから、これはまあ、理事会で十分阿部さんの意見を中心にしてやっていただいたいと思つております。

○阿部竹松君 今までとにかく過去七回くらい開かれた委員会に、ほとんど大臣が出席しておられぬのです。しかし、予算委員会等の関連もあつて、ここで認めたのです。それと同時に、

週二回ということも明確にきめてあるのです。それをまあ、手荒さんも出席非常が悪い。こんなところでルーズにだらだらと法案審議するといふことは、糧當を欠くとまあ私は判断するのです。ですから、その点を明確にして、やはり委員会を運営してもらわなければ困るのです。だからと委員会をやつてもよろしいと、大臣がおいでにならぬでも何でもよろしい、ルーズのままに開会を宣告して、委員長の指示によつて召集かけても、三十分も四十分も待たなければならぬ、こういうばかげた委員会ならやめた方がいい。

○高橋進太郎君 どうでしょう。阿部さんの御意見もごもっともな点もありますから、いすれ後刻適当な時間に、委員長から理事会を開いていただいて十分懇談していただきたいと思います。

○阿部竹松君 高橋理事をさうおっしゃるから、今後の理事会においては大臣の出席の可否を確かめて、それから何時になつたら明確に全員そろつて開会できるか、というのを委員長が確かめて、もう勝手に四十分も四十五分も待たしておくといふことは困りますから、その点は委員長において十分配慮していただきたい。そういうことで、高橋さんの発言でよろしゅうございします。

○委員長(近藤信一君) 今阿部君から提案になつた問題については、後日またあらためて理事会において検討いたします。それでは御質疑のある方は、御発言願います。

○豊田雅孝君 大臣にお尋ねしたいのでありますが……

○相馬助治君 議事進行でちよつと。

先ほど私は理事會において社会党を代表して申し上げたように、理化学研究所法案の本日の審議に入る前に、さきの委員會において西川委員から突発的な質問が正力大臣に行われ、正力大臣としては、事態が明瞭でないものでこれに對して返答することができないので、當惑された問題があつたはずなのです。大臣に對する疑義を、この委員會においてもそれぞれの委員から発言があつて、事態がだいたい明瞭にはなつたのですが、まだその問題に解決して

いないのです。そこで、私は先ほど理事會において申し上げたように、この理化学研究所法案の審議に入るに先だつては、その問題をまず明瞭にしてしかる後でなければ審議に入り得ない、かように考えるのです。これに對して當然西川委員から発言があるべきだと思つたのですが、きょう欠席のようですが、どういふことになつておるのか、与党の理事會から、一つ御発言願いたいと思つた。その次第によつては、きょうはこの審議には入れないと思つた。

○青柳秀夫君 今相馬さんからの御発言によつては、西川君がここにおられれば、御趣旨に沿うように、西川委員としての発言を求めて処理できると思つたけれども、それは病氣のために欠席されておりますので、私としては、大臣がおいでになつておりますから、理化学研究所の質疑をとにかくやつていただきます、今の問題は、西川委員が出席のときに、あらためて行うということをお願いしたいと思つたのです。

○委員長(近藤信一君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(近藤信一君) 速記を起し

て。

○豊田雅孝君 衆議院におきまして、理化学研究所法案審議の際に、付帯決議が三項目ついているわけでありまして、これに對しまして吉田政務次官から、付帯決議につきましては、御趣旨の趣き十分に体しまして努力するという所見を披露せられておるものであります。が、それにつきまして、大臣に具体的な御見解をこの際伺つておきたいと思つたのであります。

それは第一項に「政府は、年次計画的に格段の財政的措置を講じ、真に総合的、中核的研究開発機関たるの実を有せしめること。」というふうになつてゐるのであります。研究機関はいろいろ現在すでにあるわけでありまして、原子力関係などについては、相当大規模の研究機関があり、また、今後いよいよこれを発展せしめていかなければならぬのであります。その際、新たに生まれてくる理化学研究所といたしまして、総合的に、しかも中核的に研究開発機関たるの実を有せしめなされるべきであると思つた。これは非常に大きな問題だと思つたのであります。そういう点から見ますと、これにふさわしい「年次計画的に格段の財政的措置」といふことは、これは容易ならぬことであるといふふうに考えるのであります。が、これにつきまして、まず正力國務大臣から御見解を伺いたいと思つたのであります。

○國務大臣(正力松太郎君) 三つの付帯決議がありましたので、それについて間違いないようにと思つて、特に書面をもつて答へました。お手元に御配付申したつもりであります。お手元にお届けいたしましたか……。大体それに書いてあります通りに、三年ないし五年でやるつもりでございます。それについては、どうしても今後やはり設備というものを改善しなくちゃならぬ、それからまた、人員も補強しなくちゃならぬということ、そして上で三年ないし五年でやりたいということでございます。

第二については、御承知の通り広く各方面からの識者、参与とか相談をされて、そういう人の意見も十分取り入れてやりたいと思つた。

それからまた、第三の財政の問題であります。経理、つまりこれは申すまでもなく、研究のためには二億五千万円、開発のためには八千万円でありまして、その間を混同せぬよう、混同せぬために、総理府令でちゃんとそれをきめておりますから、決して混同するおそれはないのであります。大体そういうことでやりたいと思つた。

○豊田雅孝君 大体今までの理化学研究所を見ますと、これは私、現場を見てもらつたのであります。大したことはない研究機関でありまして、これを今後法律を改正して、整備強化していくという際に、従来の線に沿つていく、その線で拡大強化していくのか、あるいは今後、この付帯決議にはつきりついておられますような総合的、中核的研究開発機関たるの実を上げていくのだと、ほんとうに総合的な研究、そうしてま

た、中核的な研究機関ということになりますと、今日のこの原子力関係等から判断いたしましたら、今までの理化学研究所とは、もう全く面目一新したきわめて大がかりのものにならないといふと、付帯決議の実が上らぬのだといふふうに私は解釈するのであります。従つて、予算の要求なども今までのような線では、問題にならぬのじゃないかといふふうに考えるのであります。この付帯決議をそのままのんでいかれるということになるならば、よほど莫大な予算の措置をやらなければいかぬのだが、それに対して正力國務大臣は、この付帯決議通りの行き方をするべくお考えになつてゐるのかどうか。それからまた、そういう構想でおられるのかどうか。今日お配りになつておられます衆議院のこの付帯決議についての科学技術庁長官の所信というものは、先般私が速記をとめておつたときに要望しました線でお作りになつてゐるのだと思つたのであります。これを拝見いたしますと、従来の線を整備強化する程度にしか受け取れない。しかし、付帯決議は今申します通り、総合的、中核的研究開発機関たるの実を有せしめるのだと、非常に大がかりな構想になつております。それとこの相互関係、これを伺いたいと思つた。

○國務大臣(正力松太郎君) 私も、この間もちよつと申し上げましたが、今までの研究所の建物は一ひどいようです。まずこれから研究するについては、建物、設備、人員もむろん必要です。その他、しなくちゃならないものもあつた、とにかくあつた、今までの建物ではしょうがない。それで、

今度それにつきましては、わずか三億三千万円ではまだ少い。で、第一年度はまずこれで整備をする、それでここに書いてある三年ないし五年です。それから、その間には漸次むろん予算もふやし、従つて設備も改善され、それからまた人員もふやし、また言ひなすので、この待遇もよくしなければならぬ。そういう考えで、とりあえず三十三年度は不十分でありますけれども、第一歩としてそういうことをしたい、こつちで考えております。

○豊田雅孝君 そうしますと、付帯決議に表れてゐる文句は、ただ字句の勢いとかといふことではなくて、真に総合的、中核的研究開発機関たるの実を有せしめるように政府の方でも考へられ、そしてそれにふさわしい財政的措置を面的におやりになるというふうにお承知してよろしいのですか。

○國務大臣(正力松太郎君) 先ほど申し上げました通り、ただ明年は初年度です。それから、わずか三億三千万円ありますから、どうしても予算を相当取らなくちゃならないと思つた。従つて設備を先に改善し、人をふやし、そして面的に五年間に完成するつもりであります。

○豊田雅孝君 大体どれくらいの予算措置を必要とするといふふうに、将来のことではあります。正力國務大臣としては構想を抱いておられますか。

○政府委員(鈴江康平君) 具体的な問題は、実は今後設立委員会があるいは、新しい研究機関の理事者等ともよく相談いたしまして考えたいと思つた。私どもの理想としては、先

般ちよつと触れましたように、ちやうどドイツにございますような、マックス・プランク・インスティテュートと申しますか、ああいったような各般の研究を総合的にできるといふ実力を有せしめる、そういったしましては、たゞ、具体的な数字をいたしましては、たゞ、いろいろな点がございまして、たとえは建物の点で土地をどうするとかというふうないろいろな点もございますので、はつきりした金額的な数字は申し上げかねますけれども、先ほど大臣が申し上げました通り、おそらく数字としては、現在のものよりもかなり上回っていくのじゃないだろうかというふうに考えております。

○豊田雅孝君 現在の数字よりもかなり上回る程度では、問題にならぬのだらうと思ふのです。そこを大きな懸念を持つものですか、閣下大臣正力さんに特にお尋ねをしておるのであります、今までの線をちよつと上回っていくぐらゐのことでありますならば、総合的、中核的研究機関たるの実を有せしめるなどというふうな大きな文句になるといふこと自身が、きわめてこつぱいだと思ふのであります、その点正力閣下大臣と事務当局の方では、どうも食い違ひがある、そこが私は心配する点であります、この点はどうかですか。

○閣下大臣(正力松太郎君) 実は私が考える通りやうなと思ふますが、事務当局でも何しろ予算の面だから、はつきりした数字は申せぬので、少し小さく言い過ぎたやうであります、御希望に沿ひたいと思つております。

○豊田雅孝君 それでは、次の問題に移りますが、会社ではいけないという点について、どういふふうな政府当局は考えられておるのかという点であります、この科学研究所の方から提出しております「科研概要」、これによりまして、株式会社となつて以来、着々その成果を上げてきておるというふうにはつきり書いておるのであります。そしてまた、この間正力閣下大臣は非常に現在のあの建物等がきかない、掃除もろくにできておらぬというふうな委員からの発言に對しまして、会社だからどうもきかないのだというふうなお話が出たのであります、が、会社というものは、短所もあるかもしれませんが、きわめて能率的であります、また、また探算であつて、そのいふ点では、長所を持つておるのであります、会社組織ならきれいに掃除はやるけれども、むしろ特殊法人や財団法人にしたら、のんびりだらりとなつて、必ずしも掃除が行き届かぬといふことの方が、それは普通の場合だと思ふので、そういう点からいいますと、この会社というものは、国策会社になつておるのであります、単なる会社とも違ひます、会社の長所を十分發揮して、そして本格的にやつていくといふことになりまうといふことは悪いのじゃないのじゃないかというふうな考えられるのであります、が、そういう点について、どうしても会社ではいかぬのだ、特殊法人にしなければいかぬのだ、そうすれば第一掃除もきれいになるのだといふ、そういう点について、大臣の御意見を伺いた

○閣下大臣(正力松太郎君) 実は、この会社の目的というのは科学技術振興の基礎研究、開発の両方やるのだ、従つて基礎研究するといふことは、御承知のように探算をいふことには、御承知の通り、従来会社でいふことには、御承知の通り、探算といふことを度外視するわけにいかぬ。しかし、今科学技術の振興をはかるについては、どうしても基礎研究をよくやらなければならぬ、それについては探算といふことをはずれず、だから、どうしてもここにこういふ特殊法人にしなければならぬといふことを考えたのであります、なるほど掃除の悪かつたことについては、まことに遺憾に存じますが、全体が、つまりたゞ探算といふことばかり、それも探算がとればよいといふので、あゝいう状態になつたのであります、この際ほんとうに研究といふことに重きを置くのだ、しかし、開発といふことも無視するわけではないといふことでありまして、それで政府も金を出し、また民間からも出すと、そしてつづばなものを作つていきたい、こう思つております。

○閣下大臣(正力松太郎君) 今後は機構を改めて、総合的中核的研究機関として内容を充実して画期的な再出発をしていくといふことに對しまして、特にお尋ねをしたと思ふのは、かゝる大企業関係だ、めつていく必要は、ひとり大企業関係だけではない、中小企業関係についても非常に必要であり、むしろ、中小企業の合理化といふことが、あるいは生産性の向上といふことが、こういうことこそ、きわめて重要な問題だと思ふのであります。むしろ、日本においては、大企業関係は、今日の大企業の内部の

○閣下大臣(正力松太郎君) 仰せの通り、大企業関係では、研究も相当基本的な十分いっております。ところが、中小企業においては、もちろんその研究があまりいってありませんから、この理化学研究所には、その点を非常に考へております。中小企業は研究機関を持つておりません。だからそれをやはり補つてやりたいといふのが、一つの使命と考えております。

○閣下大臣(正力松太郎君) 仰せの通り、大企業関係では、研究も相当基本的な十分いっております。ところが、中小企業においては、もちろんその研究があまりいってありませんから、この理化学研究所には、その点を非常に考へております。中小企業は研究機関を持つておりません。だからそれをやはり補つてやりたいといふのが、一つの使命と考えております。

○豊田雅孝君 その点は大企業から明白に答弁せられましたので、御答弁自身としては、私は満足するのであります、が、しかし、それにふさわしい構想が今回のこの法律案なり、あるいは事業計画なり、そういうふうなものにちつとも出ておらぬのではないかと、また大きな疑念をここに持つてゐるのであります。その点について大臣は、今まことにこつぱいような答弁をせられましたが、それが果して今後堂々と具現化せられていくのかどうか。そういう点につきまして、あらためて大臣のお考えを伺ふと同時に、事務当局の考えがどうもそんなふうになつておらぬのではないかと、また、大臣がその後他の大臣に大いにのしていかれるで

ありましようし、正力閣下大臣のときはそう言われたが、実際はとんでもないことになつてゐるといふのでは、困るのではありませんか、事務当局はやや恒久的な性格をもつておると思ふのでありますから、この点から、特に事務当局にお尋ねすると同時に、ここに一体中小企業の生産性向上等に努力をせられるのかどうか、具体的に指摘していただくたい。

○政府委員(鈴江康平君) 従来の科研におきまして、中小企業の委託研究をかなり受けてゐるのでございすが、その大口な例を申し上げますならば、自転車業者の団体のために、年間三十二年度におきましては四千万円程度の金額を使ひまして研究をいたしております。これら自転車業界の中小企業としましては、大きな自転車業界のために貢献をしておるのでございすが、その他いろいろ各中小企業からの委託研究を相当行なつておるわけでございます。将来の理研におきましては、当然そういうふうな事業は引き続いて活発に行いたいと思つてございしますが、それにつきまして、法律におきましては第二十九条に業務の内容が書いてございすが、第一号の「科学技術に関する試験研究を行うこと」といふことは、当然中小企業からの委託による研究も、十分行なつていきたいと思います。第三号に「前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること」といふのがございまして、中小企業に對します、技術指導の仕事も、これによつてやりたいと思つております。それか

ら、新しい使命として加えられました。新技術の開発という事業がございすが、これは大学あるいは国立科学研究機関等におきまして研究成果、そのものを企業化できるところまで開発いたしまして、それをできるだけ多くの企業に技術を移していくというふうな仕事もやりたいと思つてございす。法文的には、特に中小企業ということをつたつておりませんけれども、先ほど大臣から申し上げましたように、多くの大会社におきましては、自己の研究機関におきまして相当やっておりますけれども、中小企業はあまりそういった研究機関のつばなものを整備いたしておりませんので、そういう方面の御要望に十分こたえていたというふうなことを考へておる次第でございます。

○農田雅孝君 ただいまの事務当局からの説明によりますと、これまた先ほどの予算措置に對しまして、今までの線を上回るような答弁程度にしか承れないのであります。しかし、正力国務大臣は、非常に熱心に私の希望するような線にお答えになりましたので、今後その線に沿つて、従来と面目一新したような総合的、中核的研究機関にせられると同時に、その運用について、中小企業に特に重点を置いていくというふうなこともお進み願ひたいと思ひますが、これにつきましてもあらためて正力国務大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣（正力松太郎君） 先ほど申し上げました通り、どうしても中小企業には、研究機関が不十分でありますから、従つてこれでもそれを補充してやらなくちゃならぬという考へており

ますからして、あらためて申し上げるのでなく、十分それには力を入れてやりますから、事務当局もその頭でおりますからどうぞ一つ……。

○大谷實雄君 この法案によりする特殊法人の理化学研究所の前身は、資料にありましますように、元の財団法人理化学研究所で、これは先般も話がありました通り、皇室から相当御下賜金を出資ということですが、今ここに委員会の要求によりまして、不動産等の資料が出てくるわけでありまして、この元の理化学研究所時代から使つておりましたこのお金を、現在の物価に直すとどのくらいになるか、また、今後の規模と比較して規模が相当補強されているかどうか。そういう資料があるならば、資料に基いて一つ説明していただきたいと思ひます。

○政府委員（鈴江康平君） 実は最初の委員会のおきに、お手元にお配りした資料の中にあるのでございすが、大體その昔使つておりました金を、現在の物価指数に換算して参りまして、どの程度の金になるだろうかということ、を、御参考資料の2として差し上げてあるわけでございますが、それをあるいはお手元にございせんければ、口頭で申し上げたいのでございすが、実は大正六年に出発したわけでございますので、最初の年度は非常に少かつたわけでございます。現在の金に換算しまして大正六年におきましては八百四十四万円でございます。物価指数に換算しまして漸次ふえて参りましたのは、昭和十七年でございますが、昭和十七年におきましては、十二億の

予算を使つております。しかし、これは非常に異例でございまして、昭和十七年はちょうど第二次大戦に入つているわけでございます。これは軍部からの委託研究費が非常に多かつたためにふえたのでございすが、その時代、それをはずしまして、大體は年間三億、四億、五億、六億とこの程度の数字でございます。でございすから、現在の科研とちよつと同じくうの年間の金額を使用しているといふうにみていいんではないかと考へております。

○大谷實雄君 そうすると戦争前の経費と、これは理化学を大いに振興しなければならぬ、科学技術を大いに振興しなければならぬ、こういう際に、これはいかにも衣がえをして新発足をし、相当強力なということでも國民も期待をされているわけですね。大臣の御構想もまたその通りなんですが、そうすると、うんと、まあ大體今までとおつかつたのだというふうなことがありますが、將來それに対して大いに國費も出して、大いに補強してやる、こういう御構想なんですか、どうですか。

○國務大臣（正力松太郎君） それは金で換算しまして同じであります。実は戦前は軍事におもに使つてゐるのです。今度のは、全部平和利用に大體向けておりますから、科学技術庁の仕事はみな平和利用だけあります。それだから、そういう意味から言ひますと、非常に金がふえているわけであり

そこで、新技術の開発ということにつきまして、先般政府の説明によりまして、イギリスなどでは公社組織でやらせておる。日本でも先ほど大臣からもお話がありましたけれども、特殊法人がいいじゃないかというお話があつたわけですが、日本でも公社組織でやる方がよかつたのじゃないか、この点一つイギリスの制度等を詳細に御説明願つて御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員（鈴江康平君） イギリスの機関といたしましては、今お話がございましたように、公社組織でございまして、これは約八年前に作られたものでございす。このやり方といたしましては、事業のやり方は、ほゞ私どもの今度考へております理化学研究所でやります仕事と似たようなことでございすが、イギリスの方はその資金を政府からの借入れによつてやられているわけでありまして、これは非常に低利でございすが、その法律によりまして、イギリス政府は円に換算いたしまして百億円の金を貸し付けることができるというところになつてゐるのでございすが、現在におきましては、現状におきましては、三十億程度の金を借り入れてゐるわけでございます。その金によりまして、やはりイギリス国内に埋もれておりますイギリスの國產技術を企業化するところまで、その公社が適當なる工場に委託をいたしまして、それを実現してやらう。そのためになりました成果は、その公社の所有になりまして各方面に使はれる。また、ロイアリティをそこから回収をするというふうなことをやつてゐるわけでございます。

それからお、この前もちよつと申し上げましたが、アメリカにおきましては、同じような組織でございすが、これは純然たる株式会社でやつてゐるのでございすが、その方は民間出資を集めまして、やはり新しい國內の技術で事業を始めます場合には、それから資本を出して、株式をそのかわり対価として取るということによつて新しい事業を始めまして、そこがうまくいきますと株価が上つて参ります。もちろん、配当がもらへますので、その配当と値上りいたしました株を売ります。また次の新しい技術の育成にそれを使うというふうなことをやつておられます。イギリスの方は大體この前も申し上げたことと思ひすが、金を出します方と入つてくる金のバランスを見ておられます。イギリスの方が上り方は少いのでございすが、漸次好転して参つておられます。現在のところ、まだバランスがとれておりませんが、近くとれる見込みだといふことを向うでも言つておられます。アメリカの方はむしろ營利本位でやつておられます。それから、利益の上り方は、イギリスよりは早いのでございまして、現在も相當収益を上げてゐるというふうなことでございす。

それで理化学研究所におきまして、こゝういった仕事をやつた方がいかどうか、別な機関がいいかということも考へたわけでございますが、何分にも新しい事業でございまして、それからまた、新技術を選振するというふうなことになるにしても、科研におきまると多くの研究者のいろいろな知識を借りてますやつてみるということが適當ではないだらうかということ、新しい理化学研究所の任務に加えてやつてい

るわけでございます。これが漸次事業が拡大いたしまして、理研の研究業務と分けた方がよいというよりな、各方面の御意向がそういう機運になりますれば、また、別途にそれを独立させることも可能ではないかと考えてよろしいのでございますが、何分にも最初のことでございますので、そう大きな事務機構も持たないで、できるだけ科研の従来の事務職員を使って、なお科研の研究所の技術的な知恵も拝借して、開発事業を遂行してみたらどうか。当初の段階としては、私どもはこちらの方がいいと考えている次第でございます。

○大谷實雄君　そうすると、今のお話としては、この新技術の開発を理研自身がやらぬということの御説明でしたか。

○政府委員(鈴江康平君)　そういうわけじゃございませんで、理化学研究所の任務としてその仕事をやっていく。それから将来これは次第にその仕事が必要にふえて参りました場合に、あるいは理化学研究所でない別個の機関の方がいいではないかという議論も出ておきます。その際には、十分検討いたしまして、別個の機関にするということも研究して参りたいと思っております。

○大谷實雄君　そこで、その新技術の開発を、これはまあその企業に委託してやる、こういうことになっているわけですが、この理研自身で行おうと、こういう御意思はないかどうかというところ。それからまた、企業に委託をする場合に、その企業はどういうものを選びなされるのか。それからもうこの第二十四条で、開発委員会の議

を経て行くと、こういうことであろうと思ひますけれども、この政府が選定するということについて、今のところどういうような考えをお持ちですか。

○政府委員(鈴江康平君)　このどういったテーマを選定して、また、どういったところにそれを委託してやるかという点でございますが、そのテーマの選定につきましては、大体まあ各企業体が自分自身でやろうという研究は、その会社がやりますので、われわれ政府として特に援助をするという必要もないかと思ひます。また必要がありますれば、そういうものに対して、開発銀行から融資をするという制度もあるの

でございますが、私どもの考えておりますのは、なかなか理もれて、そういう企業体でも気がつかないといふところか、あるいは気がつきましても、ほかの場所ですら研究でございまして、その場所以対する内容を十分調査しないとまがらない、あるいはそれに興味がないといったようなものがある。あるいは研究は、私どもの見るところ、主として国立大学の研究所の研究成果とあるいは財団法人の研究成果とあるいは科研自体の研究成果もございすし、あるいは国立研究機関の研究成果もあるわけでございますが、そういうふうなものがやはり企業体自身で育った研究じゃございませんものから、なかなか親しみが薄い。それでそれを企業化しようという意欲が企業家になく、これを上げますから、せつかくの国産技術が埋もれている。そういうものを拾い上げまして、それが果して企業的にうまくいくかどうかというふうな技術的な検討を加える必要がある

のでございす。そういうものを一応拾い上げてまして、これは多分大丈夫だろうというところになりました場合において、それを企業化するのに最もふさわしいと思ひます企業家を選定いたしまして、そこに委託をやりまして、まあ企業規模におきましての工業化をいたしたるうわけでありま

す。そこでうまくいきましました場合には、先ほど申し上げましたように、広く一般にそれを使わさるというふうな趣旨でございます。でございすので、御質問に對しまして、どういうテーマ、あるいはどういふところにやらせるかというところは、今後の問題でございす。私ども一つの例としてこれは適當……、実際にそれをこの機関が今度扱うかどうかというところを見たのでございす。一つ予測いたした例を申し上げますならば、たとえ

ば従来の科研におきまして、真空鑄造という非常に新しい技術を、画期的なものをやっておりますが、これがやはり企業界においては、新しい技術でございす。そういうものを、私どもは採用するといふ機運になくわけであり

ます。そういうものを、私どもは採用するといふ機運になくわけであり

ます。そういうものを、私どもは採用するといふ機運になくわけであり

ます。そういうものを、私どもは採用するといふ機運になくわけであり

ます。そういうものを、私どもは採用するといふ機運になくわけであり

単なるものでございすので、国産技術といふものはなかなか採用しにくいという事情がございす。そういう点を、何とかこれによって改善していきたいと思つておるわけでございます。

○大谷實雄君　そこで、大臣にお伺ひしたいのですが、今も政府委員からのお話の言葉の裏にもあるわけですが、この新技術の開発の成果を実施させるといふことにならざるという、企業

の面において非常なリスクが多いといふような不安なようなお言葉も実はあつたわけですが、そこで、そうしまするといふと、その危険といふものは、

理研が負うといふことになる。しかし、この理研に對して半額出資を政府がしておる以上は、この危険の負担といふものもやはり政府が負うべきものだと思ふのですが、政府はそれについて何らかの援助措置も考へておるかといふ点を、一つ大臣に承りた

い。

○國務大臣(正力松太郎君)　先ほどもお話がありました、この開発というやつは、金額が伴うものでありますからして、従つてなかなかいろいろな案があつても、それをすぐ企業化せないので、それであるから、それのために八千万円を見ておられます。政府の出資でも、それで危険の責任を政府が負うつもりです。それから、そういうことです。それがつまり特殊法人にしたゆゑんであります。

○大谷實雄君　もう一点。そこで、この間もいろいろ質問なり、意見が出たわけですが、この理研の役員といふものは、非常に重要な地位であり、またこれを一步誤りますと、せつかくの

御構想がうまくいかぬということでありまして、この間大河内博士の非常な御業績についてお話が出まして、私どももまあ少年時代から非常に敬慕しておつたわけでありまして、そこでそういう役員は、副理事長とかいふような役員の人

事構成についての御構想があるものかと思ひますが、この点を一つお尋ねをいたしておきたい。

○相馬助治君　これは話が違ふじやないか。(大谷實雄君)　もう終るよ、私は」と述べ、従つて私は、劈頭に私が質問したように、役員の問題その他について談話が及ぶならば、私は西川委員の発言を求めて、そして与党内部におけるこの間の西川発言といふものも調整して、速記の体裁も整へて、次に進むべきであるといふ意見を述べた。ところが、豊田委員が、その問題としばらく離れて、本法案に關する諸般の質問があるから、それに触れてはどうだといふことだから、われわれは快く、よしそれでその問題に關して大臣に質疑を続行しようといふことで、私どもは折れて質疑にきよう入つていくわけ

です。従つて役員問題についてここで議論をするといふことならば、話を元に戻して、私が劈頭に意見を申し上げたように、西川発言といふものをここで何か一応片づけていたきたい。それでなければ、私どもとしても、それ

に關して関連発言もできませんし、ちよつと困るので、私はその事態を一つ明瞭に委員長においてしてもらいた

いと思ひます。

○大谷實雄君　私はその西川発言のこ

とをかれこれ言つたのではないので

す。ただ私はちよつとおくれてきた

のですから、どういふふうな申し合わせになつておつたか、実は知らなかつたのです。その点も御了承を願いたいと思ふのです。ただ純粋の意味において、理研といふものの人事構成といふものは非常に大事じゃないか、それについて大臣に基本的なお考えをお聞きをしたいといふことの意味なんですね。その点一つ御了承をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎君) 理研が、今度特殊法人にするというさつきのやうな重大なる使命を帯びておられますから、この人事につきましてもはたして各界の意見も聞くし、それから各方面の意見を聞いて、慎重にこれはしたいと思ひます。

○相馬助治君 すると、私は一点質問をいたしたいのですが、けさの朝日新聞なんかにも見えていたようですが、科学技術研究に關しての基本的構想の問題についてなんです。本法の審議に關連してぜひ承わりたいと思ひます。これは、すでに大臣もお気づきの通り、科学技術といふものが、官立と民間とに分かれてそれぞれ行なわれている。官立の面についてはそれぞれ大学の行なわれている。また、各省にこの科学技術に關連をしての研究所をもつて行なわれている。それでそれらの横の關連といふものは、必ずしもうまくいっていない。これはもう大臣自身も遺憾ながら認めざるを得ない状態であらうと思ふのです。従来この科学技術庁長官などといふと、伴食大臣をちよつと充てておいたのでありますが、今般は正力さんのやうなおおせじ抜きにして、実力を持ち将来内閣総理

大臣にもなられる方がその席を占めておる。私はまじめな意味でこの段階においてこそこれらの統合発展、そうして必要なものについては十分な予算をつける問題、それから設備の重視して利用価値を高める問題、それから各省においてもこの研究所の職員といふものは、本省の局長、課長等に比して給与の面においても、一段落ちていゝといふやうなことも聞かされておられますので、そういう問題のバランスをとる問題、これらをひつくるめてこの際本法のやうな重要な法案の審議に關連して構想をお持ちであらうし、持たなければならぬと、かように考えておるのです。従ひましてこれについて先般の御発言にも、それらしいものについて若干触れてはおりましたが、あらためて長官の御所見を承わつておきたい。それに関連してこの法案のかりに成立した場合には、それらの事項をどういふふうに進んでいくかといふやうな構想もあれば承わつておきたい。

○國務大臣(正力松太郎君) この理化学研究所で、先ほど申し上げましたやうな総合的計画を立てます。けれどもこれは申し上げるまでもなく文部省の研究には入り得ません。そこで、私はどうしてもあの調査報告によつてきめまします。この研究所ではさういふことをやるが、さらに一歩進んで、やはり技術會議といふものを作らなければ、私はあの目的は達せんと思つております。それで技術會議を考えたわけでありまして、中はこの程度にいたしまして、午後一時に再開することにしたしまして、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時五十三分開会

○委員長(近藤信一君) これより商工業振興法案を再開いたします。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 航空機工業振興法案につきましては、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。航空機工業が代表的な総合工業であり、かつ、きわめて高度の技術を必要とする精密工業であることは、よく知られておるところであります。すなわち、航空機は、機械、電気、化学その他あらゆる技術の総合の上に成り立っておりまして、その生産にはこれら関連諸産業の緊密な協力を必要といたします。また、航空機工業の技術は、産業の技術の最先端をいくものでありまして、これは航空機がきわめて高度の性能を必要とし、かつ、その進歩が著しいことによるものであります。このやうな航空機工業の基本的性格から、これが発達し、同時に一國の産業技術の水準向上に資するところきわめて大なるものがあると言へるのであります。

また、従来わが國の航空機特に民間輸送機は、ほとんど全部輸入している状況であります。航空機特に輸送機の國産化を促進することにより、航空機とその補用部品の輸入を防遏し、さらに進んで、國産機とその部品を輸出することも考えられますので、将来に

おける國際收支の改善のためにも、航空機工業の振興をはかる必要性が痛感される次第であります。特に、航空機は、その構造の複雑性、精密性から、その生産に當つてきわめて多くの部分を、熟練した作業に依存しなければならぬので、多くの労働者を雇用することとなり、コスト中に占める付加価値の比率もまたきわめて高いのであります。わが國情に適した産業と称し得るのであります。

戦前において、世界の第一流に属していたわが國航空機工業は、戦後約七年間の空白により、世界の水準から全く立ちおくれるやむなきに至りました。昭和二十七年四月講和条約発効後、ようやく航空機の生産が再開されました。その後官民一致の協力により、その技術の進歩、工場の整備等も著しく、特に最近ではジェット機及びジェット・エンジンの國産化に手をつけるに至りました。これに伴ひ関連機器の國産化も、着々進展しつつある状況であります。もつとも、その内容をさしに検討しますと、生産再開以来今日までの航空機及び関連機器の生産は、ほとんどすべてが外國との技術提携によるものであります。わが國独自の試験研究、設計研究によるものではないのであります。しかしながら、これらの経過を通じて關係企業の技術水準もかなり高まりましたので、この際國際收支対策上最も急がれております中型輸送機の國産化を推進することといたしまして、昭和三十三年度及び昭和三十三年度において所要の補助金交付の予算を計上し、必要な設計研究のほか、さらに木型製作等の段階にまで進

ましめんとしつつあることは御承知の通りであります。

以上のような航空機工業の現状にかんがみ、今後政府及び民間の総力を結集し、できる限りすみやかに、航空機等の國産化を促進するための措置を講じて航空機工業の振興をはかるべく、各方面からの検討を加えた結果、ようやく成案を得て上程する運びとなつた次第でありまして、その骨子は、おおむね次の通りであります。

まず、本法案の対象となる航空機等とは、航空機のほか、その関連機器、部品及び材料で、このうち関連機器、部品及び材料につきましては、別途通商産業省令で定めることになっておりますが、それぞれ当面最も急を要する重要なものを取り上げていきたいと考えております。

次に、航空機工業審議會の設置につきましては、前述のごとく、航空機工業の振興が政府及び民間の総力をあげて行われるべきであるとの趣旨により、航空機工業のみならず、将来の需要者側たる航空運送事業に關する學識経験者をも加えまして組織した審議會において、國産化の促進のための諸措置を検討していこうとするものであります。特に輸送用航空機の國産化に重点を置く旨を規定の上でも明らかにした次第であります。

最後に、航空機工業振興のための具體的措置として、國有試験研究施設の使用に關する優遇措置と設備資金の確保について特に規定を設けております。もともと國有試験研究施設は、その設置の目的に反しない限り、民間の使用をも認める建前になっておりますが、航空機等の國産化を促進するため

特に必要があると思われる場合は、航空機等に関する試験研究を行う者に、時価よりも低い対価で使用させる旨の根拠規定を設けたもので、その施設の種類、使用条件等につきましましては、政令で定めることとしております。また、資金の確保につきましては、政府といたしましては、如上の航空機等の国産化の必要性にかんがみ、そのために必要な設備資金の確保に努める所存であります。

以上、本法案の提案理由及び内容の概要につき御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、可決されることを切望する次第であります。

○委員長(近藤信一君) 以上で提案の理由の説明は終了しましたが、本案の質疑は後日に譲り、次に、日本貿易振興会法案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

その前に先回の委員会資料要求がございましたが、資料できていますか……今いただきました資料の説明をしていただきます。

○政府委員(松尾泰一郎君) お手元に海外貿易振興会取扱いのバナナ、パイ・カン輸入差益徴収金の使途明細をお配りいたしております。ちょっと説明させていただきます。まず第一は、昭和二十九年年度分でありまして、差益金徴収額八億一千七百万円余であります。それはバナナとパイ・カンに分れております。バナナはドルにいたしまして三百三十万ドル程度の割当になっております。パイ・カンは五十万ドル程度の割当でありまして、前者が七億四千九百万円、それからパイ・カンの方が六千八百百万円、こうなっております。

おります。それからこの諸掛事務費として二百五十一万五千円をジェトロの方がいただきまして、差引残額が八億一千四百百万円になるわけであります。それを開議了解に従いまして、次の九項目に配分されたのであります。

まず第一は、重機械類の技術相談室への助成金として五千五百万円、それからその次が日本貿易会の調査費の補助金として八百八十万円、それから第三が、ニューヨーク・カメラサービス事業の補助費として一千九百万円、それから第四が、繊維製品輸出振興施設費として二億四千万円、それから第五が、日本輸出農林水産物振興会に對します基金分として六千万円、それから第六が、産業意匠改善施設費として二千万円、それから第七が、輸出雑貨検査施設の設備費として千五百百万円、次が、国際商事仲裁協会に對する資金として千五百百万円、最後に、このいわゆるジェトロ、海外貿易振興会への基本財産として四億三千六百百万円、こういう配分になっておるのであります。それから注のところで、この輸入差益金を保管いたしたす間を生じました預金の利子三千八百百万円、これは開議の了解に基づきまして海外貿易振興会が交付を受けまして、一般運転資金に充当したのであります。

それから次は、昭和三十一年年度分でありまして、差益金の徴収額がバナナ、パイ・カン合計で十三億四千二百百万円になっております。バナナはこれは二百二十五万ドル分でありまして、それからパイ・カンは五十万ドル分でありまして、その保管中に生じました預金の利子収入が千四百百万円でありまして、差益金と利子とを合算して十三億五千六百

百万円になっております。それからこの諸掛事務費の五百九十八万八千円余を差し引きまして、差引十三億五千九百万円、これをその下に書いておきますように一般会計に二億四千百万円、特定物資特別会計ができたので、そこへ十億一千百万円、これを要するに、差益金利子収入全部を、一般会計及び特別会計の方に寄付をいたしたのであります。

それから次の注は、差益金を取りましたその基準なり、徴収の時期を書いておきます。二十九年年度分につきましては、バナナは一かご当り千七百円、パイ・カンにつきましては一ドルにつきまして百三十六円八十銭、徴収の時期はバナナにつきましては三十年の三月、パイ・カンにつきましては三十年の六月に徴収いたしております。

それから三十年年度分としまして、バナナは入札制度によりまして、差益基準というものが設定されなかつたのであります。入札の実施いたした時期、いわゆる差益徴収の時期は三十一年の二月になっております。パイ・カンは差益基準が一ドルにつきまして百七十三円十八銭、徴収時期が三十一年の一月ということになっております。

次は、先ほど申し上げました諸掛事務費の内訳を書いておるのであります。二十九年年度分、それから三十年年度分につきましてそれぞれ書いてあります。

それから差益金の保管の方法でございますが、ジェトロの一般経理とは別扱いにしまして、下記の銀行に預託しておいたのであります。二十九年年度分につきましては、そこにありますように十行に預託をいたしておいたのであります。

三十一年度分につきましても同様であります。それから差益徴収金保管中の銀行利子収入の取扱いであります。これも先ほど申し上げましたように、二十九年年度分につきましては開議了解によりましてジェトロに交付いたしました。それから三十年年度分につきましては全額国庫へ寄附いたしたのであります。

それらから差益徴収金の処分方法、これも先ほど申し上げました通りであります。二十九年年度分につきましては、各種の貿易振興団体に交付されました、三十年年度分は全額国庫に寄付したのであります。

第六には、海外貿易振興会の現在の基本財産の取扱いであります。保管方法といたしましては、一般資金とは別扱いにしまして、下記の銀行に預託をいたしておるのであります。で、九行に預託をしておるのであります。

それから最後に、この海外貿易振興会解散後の基本財産の取扱いであります。現在の基本金四億三千九百万円、これは先ほど申し上げましたように、二十九年年度の差益徴収金からいたしまして四億三千六百万円、従来からありました民間からの寄付金として約三百百万円程度があるのであります。

それから負債額を差し引いた残額の約三億四千万円が日本貿易振興会、それから新しい今度の特殊法人に引き継がれました資本準備金として積み立てることになります。法律上明定されることになっておるのであります。負債額は約一億四千万円程度になっております。それは昭和二十六年年度以降多い年では五千万円、それから少ない年は六百万円、あるいは若干プラスのときもありますが、

それらが累計をしまして三十二年度末いわゆる今年の三月末におきまして、約一億四千万円くらいのかかりになっておるのであります。以上で説明を終わります。

○委員長(近藤信一君) 御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小滝彬君 私この法案賛成で、皆さんの質疑を聞いていたのですが、その答弁に関連して私は一つはつきりした点がある。この第一、非常に総括的にやるといふようなことが書いてあるので、大いに海外の仕事が多いし、これはまた貿易省でも作るんじゃないかという意見もあり、それから、しかし実際の資金面などから見て、そういう心配はないと思ふ。ただ、むしろ私はこの資料をもつて見ても、今度その出資は二十億あったとしても、実際に使えるのは一億数千万円、そして昨年の費用と、今年度から使えるのを見ると、大して差がないと思ふ。ところが、従来ジェトロの活動が不十分だったというの、金でその活動を制限されたという面が多いように思ふ。私は私なりの考え方としては、こういう第一の目的も大げさに書いてあるし、また、二十一条にも事業の種類も書いてあります。これを制限される意向はないのか。実際の効果を上げるのには、あれもやり、これもやるというふうな野心的なことをやっても、実はあふちとらずで、何もできないんじゃないかと思ふ。そこで、この項目を見ると、出版物の刊行だとか、いろいろあるんだが、それについては類似の団体があるから、それにまかせてもいいよ

おります。別段その大銀行をひいきしたというわけでもありませんので、まあ幫に近くって便利がいい、まあ何と申しますか、いわゆる商売でありますので、いろいろ頼みに見えたというよりうなことで、別段深く大銀行をひいきするとか、その中小金融に関する機関を差別したというふうなことではないようであります。今度のこの新法人になりますと、法律で若干の制約が出て参ります、第二十八条に余裕金の運用というところがあるのであります。従いましてこの業務上の余裕金の運用につきましては「国債の保有」、それから「資金運用部への預託」、「銀行への預金又は郵便貯金」、「信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託」ということに限られるのであります。従いましてまあ普通の銀行、または信託会社というのが、まあ大よその対象になるのではないかというふうに考えております。

かったというのでありますが、今回のこの審議に当って、大體中小企業に重点を置いて運用をするように、運営をしていくようにということについては、深く、反対に考慮を払わなければいかぬようになっているのでありますから、そういう点では、すべての点において深く中小企業に留意をせられ、そうして、ことにただいまのところ、中小企業金融は逼迫がちなんでありますから、この資金の運用等については、むしろ中小企業に重点を置いてやっていくべきものだとは私は確信するのであります。そういう点で、ただいま将来制限ができそうだということであります。が、銀行の中には、当然商工中金等は

入り得ると思ひますが、かりに入つておらぬ、入らぬといふことになるならば、これは改正していいことなんであつて、それくらい留意をしなければ、幾ら先般大臣が中小企業に重点を置いてやつていくのだ、いくのだと言われ、また、事務局もそういふふうに説明せられていても、全く頭隠してしり隠さずで、こういうことだから信頼がでぬのだといふことになつて、通産大臣の一つ今後における御見解を承りたい。ことに、改正すべきものは小さな改正なのでありますから、そういうことをしてでも、中小企業に重点を置いた資金の運用もやるし、また、その他の運用についても、もちろん留意を払つていくといふことをこの際明らかにしてもらいたいと思ふのであります。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 銀行の中には、やはり商工中金は入らぬやうでありまして、お話しのおまゝ中小企業に對する貸付を専門にやるところについて、ただいまのところ、あるいはこの四つの項には入らぬかとも思ふのであります。もつとも御承知のように、出資の方は、これはもう預金部資金に限られると、こういうことになりまして、もちろん預金部資金の性格はまあ、最近におきましてはあらゆる方面に出しておりますので、必ずしも中小企業と、こういうことにはなりません。しかし、大体は零細な金を集めていって、中小企業その他一般の地方に貸し付けるといふ性格でもありますので、資金の運用部預託といふことは、これは出資の運用部預託につきましては、これはやむを得ないと思ひま

す。余裕金の運用につきましては、これはまあ從來こういうような特殊法人がいろいろやります場合の運用で、確実なところと、こういう意味で、こういう規定になつたと思ふのであります。さらにまあ、余裕金の運用につきましても、中小企業といふところまでは実は考へていなかったことも事実であります。しかし、この中のワケのもとに、何らかの方法を、中小企業の金融機関に預託するやうな事実上の方法がないか、検討いたしてみまして、善処いたしたい、かやうに思ふ次第であります。

○小澤彬君 さつき運籌審議會のことをお尋ねしてはいたのですが、この運籌審議會といふのは、私は今後非常に重要になると思ふのです。役員につきましては、国会議員が不適格であるといふので除外されているといふことはわかるのですが、運籌審議會などは、超党派でどういふ貿易振興といふことには関与しなければならぬ。国会議員もよくこの運籌振興を知つておれば、今後これをより立てていく上にも好都合じゃないかと思ふのです。こういう諸問題である運籌審議會などについて、は、もちろん、法律上は排除してあるわけではないし、適任者があれば、国会議員をこの中にまじえて差しつかえないと思ふのですが、現在では、もちろん具体的な考へは、それは大臣は持つていないと答へられるでしょうが、しかし考へ方としてどうなんですか。この点について大臣の御所見をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) まあ、法律上は制約はないわけでありまして、必ずしも国会議員を排除しなければならぬといふふうには考へておりませ

ん。ただまあ、いわゆる政治的には中立であつていただきたい。率直に言いますなら、自民党の方は入れれば、社会党の方も入れなければならぬ、こゝろいふようなことにもなつて参りますので、その点はよほど慎重に考へていかなきゃならぬと思ひます。ただいまのところ、実は国会議員の方を運籌委員に充てるといふことについては、あまり考へておりません。ただ、私の今考へますところは、まあ、いわゆる中の論議が、あまり政治的になり過ぎてどうかといふふうには考へておるわけでありませう。

○小澤彬君 いや、それは国会議員なるがゆゑに入れるのではないのでして、現に審議會とか、委員会、議員が入つておるものもあるもので、国会議員をしておるがために特に排除するといふやうな考へ方は、私はまあ将来、そういう政治的に流れるといふ御心配からだつたかしれませんが、そういう考へ方は、私は必ずしも妥当ではないのじゃないか。あるいは、いろいろな党派の人を入れてもいいのではないかと考へるのですが、今まあ、大臣の方ではそういう考へはないといふことになれば、ここで議論をしてもしょうがないのですけれども、こゝは単にこのジェトロに關する問題だけじゃないのです。が、国会議員なるがゆゑに適當な、たとえば加藤正人さんみたいな人がおられても入れないといふのは、議員がそれによつてビナライズされるということなんです。ただ、それだけで、もつて排除されるといふことは遺憾に思ふので、私はここで私の意見だけを述べて御質問はいたしません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) まあ、法

という趣旨で、ある程度これまでよりこれを縮小しようといふお考えかのように聞いておりますが、私はそれは必要なことだと思ふのですが、そうして今度も多少削られたように思ふのですが、大体の今の考へはどうなつていますか。A A制度に關する事務当局のお考へはいかがですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) このいわゆる貨物に關します外貨予算の実施の方法になるわけでありまして、まあ今A A制、いわゆる自動承認制、それからグローバル制、それからいわゆる個別割当制、まあ大ざっぱに分ければその三つになると思ふのであります。A A制につきましては、われわれ事務当局といたしましては、事情の許す限り、やはり拡大の方向に持つていくのがほんとうの商売をする上に、安い物を最も合理的な地域から買ふといふために、やはりA A制が一番いいのじゃないか。役所が人為的な輸入外貨の割当をする、それが時期がくるといふやうなことで、商売の阻害になりまします。やはりA A制が一番貿易自由化の線にも沿ひますし、合理的なやり方であらうと思ふわけでございます。で、ここ数年來、その方向で進んで参つたわけでありませう。ところが、昨年以來ああいうやうな外貨事情になりましたので、率直に申しますと、足踏みをしているといふのが現状であります。が、われわれは事情の許す限り、あれは拡大の方向に持つていきたいといふふうには考へております。ただ、三十三上期の自動承認制につきましても、一部拡大をいたしましたもの、いわゆる新商品を追加をいたしましたものと、それから從來のその自動承認制

の品目から割当の品目に落したものの、二つあるわけでありませう。割当に落ちましたのは、いずれも国内産業その他の関係があつて、最近の何と申しますか、産業不振の状況にかんがみまして、輸入を自由にするよりも若干押えた方がよいという商品だけを、ごく少数割当にしたのであります。心がまえとしては、この商売の安定と合理的な遂行という点から言いますと、やはりA A制度は拡大した方がよいのじゃないか、もちろんこれは外貨事情にもよりますが、そういうふうに考えております。

○小滝彬君 いや、私は原則論としてはお説の通りで賛成ですがね、それじゃ例を言えば、これはまあ通商局長は詳しく御存じでないかもしれませんが、たとえ銅なんかは、今きかめて、最近少し好転したようですけれども、まだ、非常に不況に陥っている。そこで地金とか、くすとかいうものは輸入を今停止しておる。ところが、その鉱石の方はA A制度で入つてきておるのである。そうなるというところ、この中小鉱山なんかの救済策というものは、ほかの方でも考え得るかもしれないけれども、結局輸入の鉱石が比較的良質で比較的安く入つてくるということになれば、この中小鉱山というものは、相当苦しい立場に追い込まれはしないか。ところが、そいつはまあ、三井とか三菱が比島あたりへ投資しておる関係などで、A A制度にしなければならぬような関係も一面においては考えられるけれども、しかし、さつきから中小企業の話が出たので、私中小鉱山のことを考えてみたのですが、この

A A制度をずっと持続するということ、ほかの鉱業関係の人々もまた海外でそういう契約をして、そろそろそれをどんだんA A制で持つてくるということになる、中小鉱山に対する圧迫というもの、ことに、今銅が値下りしておるようなときに、非常にきつりものになりはしないかというところをおそれるもので、こゝろのついでには、やはりA A制度では現在の段階においては、おもしろくないのじゃないか、国内の鉱山に対する関係においておもしろくないのじゃないかと思つておるが、これはもし、今後の方針について御存じだつたらお伺いしたいと思つておる。それで質問を打ち切ります。

○政府委員(松尾泰一郎君) この銅鉱石の取扱ひの問題であります。確かに、お説もごもっともと思つておる。日本も、最近の状況から言つて、やはり輸入をしなくちゃいかぬような事情になつて参つておるわけであつて、さういふような長い目で見てどうしようとしても輸入しなくちゃいかぬというやうなことで、銅鉱山の海外における開発、資源確保というやうなことで着手をされたのであります。従つて、今一時的に銅の需要が工合が悪いからといひまして、すぐこいつをやめろといふわけにはいゝわぬのじゃないか。われわれは対策をいたしまして、もちろん、国内でいろいろなつきましては、銅くすのやはり自動承認制、これをやめまして、それでまあ建前としては割当でありませうが、まあ、現実には割当も、実はいたしておりませうな状況なんです、いす

れ国内の状況が回復いたしますれば、供給の状況として、銅をやはり輸入しなくちゃいかぬやうな立場にもなりまする、今せつかく海外において開発をしかけたものをとめちまうといふわけにもいきません。大体の数量その他も把握ができておるものでA Aだからといつて、むやみに入つてきた中小企業をそれで圧迫してゐるという事実も実はないわけなんです。まあ、さういふやうなことから、このA A制を続けておるのが実情なんでありませうが、それは非常にシリアスな影響を及ぼしておるやうなことであります。それ、これも考えなくちゃいかぬと思つておる、実はこの予算の編成過程におきまして、さういふ議論は聞けなかつたのであります。

○小滝彬君 いや、声は出てゐるのだ、大いに。まあ、あつてこつです。

○委員長(近藤信一君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日岡三郎君が辞任され、その後任として秋山長造君が選任されました。

○加藤正人君 簡単に三言ばかりお尋ねいたします。運営審議会のことについては、各委員からいろいろな御質問があつて大がいに尽されておる。このジェトロの改組された後の振興会の仕事がいまよくいかうかといふことは、全くこの運営審議会の活動にかんによると思つておる。これを機動的、弾力性を活発にしていくやうにするためには、どうしてもこの力による必要があると思つておる。この法案によりまして、この委員会に諮問のない、理事長から諮問のない場合には、積極的に、また機動的に意見が述べられるやうに、こゝろ建前になつていないやうであります。従つて、この運営委員会を権威づけるためには、審議会に必ずこゝろいふ事項について付議しなければならぬといふやうな事項を、法文上明定するといふことの必要があるのじゃないか、何か構成分子によつては、遠慮しがちにしておられます、自然審議会があつてなきがごときやうな存在になりやすいのであります。ある事項に対しては、必ず運営委員会に諮らねばならぬといふやうな点を指定して明文化しておいたら、さういふ憂いがないやうになるのじゃないかと思つておるが、こゝろいふ点についてはどうですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 第十八条の運営審議会につきましては、第二項は「理事長の諮問に應じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する」、それから第三項の、前項の事項に關し、運営審議会は理事長に意見を述べることができ、これは積極的に解釈願つて、振興会の業務の運営に関する重要事項については、理事長に積極的に意見を述べることができ、さういふやうに御解釈願つて差しつかえないのであります。ただいまのお話しの通りに、運営に關しては、自由に、また積極的にいろいろ意見を述べたいだくといふのが、われわれの運営審議会の運営について考えておることなんです。

○加藤正人君 次に伺いますが、役員

の任期のことです。現行ジェトロの規約によりまして、任期は三年といふことになっております。本法によつては、これが四年に延長される、一年延長になるわけでありませう。延長

をするといふ必要性が、何か積極的な理由があつて延長されるのかどうかといふことであります。まあ、事業は、どうしても事業の成果は人によつて得られるのだといふことであります。この事業のごときは、最もその点を重視しなければならぬ、従つて、一度委員に任命されると、大した事故のない限り、長くその任に安眠するといふやうなきらいが起つてくる。もし不適格なものであれば、なるべく早くこれを更迭するといふことができれば、こゝろの任期がなるべく短かい方がよいに、この任期がなるべく短かい方がよいに思われるのであります。こゝろの三年程度が適当であらうと思われ

るのであります。今回、さらにこれを四年に一年ふやしたことに對しては、何か積極的な意味を含まつておるか、その点についてお伺いしたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この役員

の任期が、従来三年でありましたのは、御承知のように、まあ、民法上の財団法人であります上に、率直に言ひまして、かなり臨時的なという意味があつたやうに思つておる。今回、それを四年に直したといふ感じではなしに、今、一般の特殊法人につきましては、みな原則は四年であります。また、この振興会がかなり安定して、また継続的にやつていくのであります。また、まあ、特別にこれを三年に、ほかの特別法人と違ひまして、三年に短縮しなければならぬといふほどの逆の理由もないものであります。他の特殊法人と同様に、まあ、四年にしたといふことであります。積極的に延ばしたといふ感じではなかつたわけでもないものであります。

○加藤正人君 事実は延ばしたわけですね。据え置き、そのままにしておくことはできなかったのですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これは不可能なことでもありませんが、他の特殊法人は全部四年であります。他の特殊法人より特別に任期を短かくしなければならぬ、こういう理由もありま

○加藤正人君 他特殊法人の任期が長いために、いろいろなことに安居して、何ら実績が上らないにもかかわ

○國務大臣(前尾繁三郎君) 御承知のように、まあ、従来のジェトロは財団法人でありまして、あまり基礎の固いものではないものであります。固いものではないかと思つたものであります。現在ジェトロには、役所からかなりの人数が参つておられて、これらの人には、それぞれ重要な任務に當つておられるように聞かされておるものであります。そうして、これらの人々は、大体二年あるいは三年でまた役所に戻つていかれる。このようなことでは、その人々のジェトロ、また、今度の改組後の振興会に腰を落ちつけて、仕事をそれに没頭してやるという風に自然ならぬといふことに、打ち込んでやることにならないといふ傾向にいくことは、これは当然であります。そのように人々によつて、このジェトロの中核的な地位が占められておるといふことは、自然ジェトロの仕事に活が入らぬといふことの自然的な傾向が出てきやせぬか、きらい

が出てきやせぬか。おそらく、そういうような何といひますか、習慣が行われたという発端は、当時足尾時代であつて、自然ジェトロに人材がなかつたといふようなことから、いわば応援的にそういう人を出したのが、自然そういう風をなしたと思ひます。今度ジェトロを改組するに當つて、今後そういうようなことを一切中止する。長くその仕事に腰を入れて没頭するといふような人を得るためには、どうして

○國務大臣(前尾繁三郎君) 御承知のように、まあ、従来のジェトロは財団法人でありまして、あまり基礎の固いものではないものであります。固いものではないかと思つたものであります。現在ジェトロには、役所からかなりの人数が参つておられて、これらの人には、それぞれ重要な任務に當つておられるように聞かされておるものであります。そうして、これらの人々は、大体二年あるいは三年でまた役所に戻つていかれる。このようなことでは、その人々のジェトロ、また、今度の改組後の振興会に腰を落ちつけて、仕事をそれに没頭してやるという風に自然ならぬといふことに、打ち込んでやることにならないといふ傾向にいくことは、これは当然であります。そのように人々によつて、このジェトロの中核的な地位が占められておるといふことは、自然ジェトロの仕事に活が入らぬといふことの自然的な傾向が出てきやせぬか、きらい

○加藤正人君 わかりました。○海野三郎君 今の加藤委員からのお話を私はずっと伺つていたのですが、それに関連をいたしまして伺ひたい。この海外貿易の振興を幾ら叫んでみたところで、単に民間人だけにまかしておくと、これは私はどうかと思ふ。それでありまして、通産省からなり、領事館、あるいは大使館あたりには、商務官といふようなものをやはり通産省から二、三人ずつやつておいて、そしてこの貿易の振興の方と連絡をとつて、この貿易の振興の方と連絡をはかる必要があるのではないか、こういうふうな思ひます。今までのところ、ほとんど通産省方面から商務官といふようなもので、領事館あたりに出てくるのはほとんどない。イギリスあたりは、あるいは大使館に来て、領事館なり、あるいは大使館に来て、の、半分商人にすぎない、商売人です。それでありまして、今日の外交といふものは、私は経済外交だと思ふので、昔のように大使とか、あるいは領事とかといふものが、ふんぞり返つてゐる時代ではないのじゃないか、こう思ふのです。そういう点から見まして、どうしたつて通産省の役人が二、三各領事館あたりに、みれば、まあ、これは将来場合にによりまして、まあ、これは将来場合にによりまして

では引き取るにしましても、向うの人になり切つてもらう、こういう考えで、そういう規定を、この中には入れておけません。御趣旨のように、ほんとうにもう恒久的に貿易振興会に奉仕してもらふ、こういう考え方を貫いておるわけでありまして。

○加藤正人君 わかりました。○海野三郎君 今の加藤委員からのお話を私はずっと伺つていたのですが、それに関連をいたしまして伺ひたい。この海外貿易の振興を幾ら叫んでみたところで、単に民間人だけにまかしておくと、これは私はどうかと思ふ。それでありまして、通産省からなり、領事館、あるいは大使館あたりには、商務官といふようなものをやはり通産省から二、三人ずつやつておいて、そしてこの貿易の振興の方と連絡をとつて、この貿易の振興の方と連絡をはかる必要があるのではないか、こういうふうな思ひます。今までのところ、ほとんど通産省方面から商務官といふようなもので、領事館あたりに出てくるのはほとんどない。イギリスあたりは、あるいは大使館に来て、領事館なり、あるいは大使館に来て、の、半分商人にすぎない、商売人です。それでありまして、今日の外交といふものは、私は経済外交だと思ふので、昔のように大使とか、あるいは領事とかといふものが、ふんぞり返つてゐる時代ではないのじゃないか、こう思ふのです。そういう点から見まして、どうしたつて通産省の役人が二、三各領事館あたりに、みれば、まあ、これは将来場合にによりまして、まあ、これは将来場合にによりまして

○國務大臣(前尾繁三郎君) 第一点の商務官の制度であります。御承知のように、戦時中一度商務官という制度をやつたのでありますが、どうもこれがうまくいかなかつた。といひます。は、結局通産大臣の指揮命令に従う者と、外務大臣の指揮命令に従う者との、セクションナリズムもわかりませんが、それがびつたりいかなかつたといふ実例がありますので、現在の行き方は、通産省から参ります者、みんな外務事務官に振りがわつて行つておるわけでありまして。ただいま三十人くらい外務事務官として通産省から各大公使館に行つて、一体になつて商務官と同様な仕事をやつておるわけでありまして、われわれはその人数を極力ふやまして、かように考へておるのであります。役所の行き方としまして、これも限界がありますから、一面はこういう特殊法人からいろいろ貿易の仕事をする者、役所側の立場から行きま

いたしたのに関連をいたしまして、もう一つ私はお伺ひたい。この海外貿易振興会の基金の、財産取扱であります。これをどう見ると、東京銀行とか、三井とか、住友銀行ばかりになつてゐるのだが、大体こういうのは商工中金あたりに扱わしたらどうですか、幾らかでも。商工中金は中小企業に金を貸している商売なんだから、と。ところが、基金がないものだから貸して貸されない。実にみじめな結果を招来している。私は少しも準備金なり、それだけの余裕があつたらば、ここに商工中金を入れたらいいじゃないか、ここに入つてい

○國務大臣(前尾繁三郎君) 第一点の商務官の制度であります。御承知のように、戦時中一度商務官という制度をやつたのでありますが、どうもこれがうまくいかなかつた。といひます。は、結局通産大臣の指揮命令に従う者と、外務大臣の指揮命令に従う者との、セクションナリズムもわかりませんが、それがびつたりいかなかつたといふ実例がありますので、現在の行き方は、通産省から参ります者、みんな外務事務官に振りがわつて行つておるわけでありまして。ただいま三十人くらい外務事務官として通産省から各大公使館に行つて、一体になつて商務官と同様な仕事をやつておるわけでありまして、われわれはその人数を極力ふやまして、かように考へておるのであります。役所の行き方としまして、これも限界がありますから、一面はこういう特殊法人からいろいろ貿易の仕事をする者、役所側の立場から行きま

○國務大臣(前尾繁三郎君) 第一点の商務官の制度であります。御承知のように、戦時中一度商務官という制度をやつたのでありますが、どうもこれがうまくいかなかつた。といひます。は、結局通産大臣の指揮命令に従う者と、外務大臣の指揮命令に従う者との、セクションナリズムもわかりませんが、それがびつたりいかなかつたといふ実例がありますので、現在の行き方は、通産省から参ります者、みんな外務事務官に振りがわつて行つておるわけでありまして。ただいま三十人くらい外務事務官として通産省から各大公使館に行つて、一体になつて商務官と同様な仕事をやつておるわけでありまして、われわれはその人数を極力ふやまして、かように考へておるのであります。役所の行き方としまして、これも限界がありますから、一面はこういう特殊法人からいろいろ貿易の仕事をする者、役所側の立場から行きま

したら、あくまで経済外交というような問題が主眼でありますから、経済のわかつた通産省の連中を外務省に出仕をさせるというようないき方を今後強力にやつていきたい、かように考へておるのであります。

それから第二の余剰金の運用の問題であります。これは確実なといふことを期しましたために、他の場合と同様な考へ方で規定ができておるのであります。余剰金はそう額も多くはないと思ひます。出資の分につきましては、御承知のようにこれは運用部資金として預けなければならぬことになっておりますので、先ほど申ししたのであります。この規定のあるいは運用として、ただいまお話しのような趣旨に従うようなことができるかどうかといふことを検討したいと思ひます。

○海野三郎君 ただいまのお話しでは、検討したいとおつしやるのでありますが、この銀行へ金を預ければ、その銀行が大へん動きをするのです。東京銀行とか、三菱信託などを助けていくといふことは、私は少しも金余れば、商工中金にでも回して、少くとも預けていくというのが本筋だと思ふのですが、この点はいかかでしょう。東京銀行とか、三井とか、住友、そういうところのみにだけ預けていこうという理由を伺ひたい。理由は少くもないのじゃないか。むしろ商工中金とか、そういうところに金を取り扱わせるのが、少しでも中小企業を救ふゆゑにやないかといふことを伺ひたい。もしそうするとすれば、こういうようなことはもう改めて、通産省は金が少しでも余れば、これを商工中

○國務大臣(前尾繁三郎君) たいだいま御審議願っております法案は、いずれも重要でありますので、決してこれだけ通していただいたら、あとはもう通していただかなくてもよろしいという問題ではないと思います。また、私はお出ししております法案は、全部通していただかなければならぬというつもりでありますので、相当十分御審議願っても、大体は通していただけるんじゃないかというふうに考えておるのであります。

日本貿易振興会につきましては、従来と変りませんが、めじやないかという御意見につきましては、私ははとにかく予算でもうすで通過いたしておるわけでありまして、二十億の出資をして特殊法人化するという点でも、これは大きな変革だと思っております。従来の財団法人でやって参りました場合と、二十億の出資を得て恒久的にこの貿易振興会を通じて、常に貿易振興の中核体としてやるんだというところは、かなりやはり意味が違ってくると思うのでありまして、まあ、その意味におきまして、ぜひとも貿易振興会法案は通していただかなきゃならぬ、かように考えておるのであります。あるいは国会の御審議の御都合によつて、いろいろまた皆さん方で御想像になつて、これを先に通して簡単に片づけていったらいいじゃないかというふうなお話でありましたら、これはもうやむを得ないところでありまして、私としましては、ぜひとも全法案を重要に考えておりますので、極力審議を進めていただきます、お通し願うようにお願いする次第でございます。

○阿部竹松君 あなたは全部重要法案だとおっしゃるのですが、確かに担当大臣としては、そういうことになるかも知れません。しかし、新聞報道がうそであるかほんとうであるか、あなたの方の党の政調会では、現在百七十件ある法案のうち三十八件に上つて、なおしほらなければならぬという重要法案というものを明確にきめておる。おそれく前尾通産大臣は御承知で、今とほけておられると思うので、私それ以上発言しないわけですが、ただ、衆議院の場合とは違つて、私どもの委員会には国土開発委員会とか、科学特別委員会、こういうものがないのでございまして、御承知の通り、三つの委員会分を一つでやらなければならぬ、こういうことになりまふので、あとで最後に法案がたくさん残つたり、あるいはまた夜に日を次いで審議しなければならぬというふうな状態になつては困りますので、大臣にお伺ひしたわけですが、

まあ、その点はそれといたしまして、次にさいげんの私の発言にあれして、変りませんが、めじやないかという、こういうふうな大臣のお話しでして、私が、私どもは変りませんが、めじやないかという、あなたたちが発言されておられます。あなたたちが発言されるように、大した美しい言葉で提案をされ、説明をされておるようですが、あなたたちの期待されるように、あるいはまた思つておられるように、かぬのではないかと、若干それは伸展はございまして、しかし、私どもは、それをおなかのすいたところをめしをたべするようないかぬという前提条件で話をしておるわけで、そこで本法案の内容をお伺ひする前に、どうしてその現在あるジェットロというものが頭に浮

でくるわけですか。私三月五日から百五十のこういふそれぞれのジェットロに関係ある中小組合の連合会とか、貿易商とか、そういうところを聞いてみました。二、三例をあげてみます。これはまず、ジェットロは中小企業に恩恵はなく、大商社に一方的に利用されておる。次に、相手国の情報を少し知らせてくれない。従つて利用価値はない。あるいは第三点、これはちょっとどうかと思ひますが、こういうことを書いてございまして、ジェットロの理事が北米を視察する場合、業者としてはつき合ひでせんべつ、送別会、慰安会等の負担がかかるだけで、あとは新聞に載つてゐる程度の情報を聞くだけである。業者から見ても、役職員には農林省、通産省等の古手が多く入つておる。こういうことですか。あるいはまた、ある商品を出したい、ジェットロの農水産課へ照会したところが、半年をたつても情報一つも提供してくれない。年に二万五千円の賛助会費を取られて、それに対して資料送付が英文で多過ぎる。自分の業種に全然関係のないものまでたくさん送つてくれて、自分に関係あるものは、おさなり程度にしか得られない。その次は、商社の海外支店が系列を強化して縮小させる方針が、政府によつてとられてゐる。このときにジェットロが強化されると、大手商社にもつぱら利用される結果になると思ひます。われわれとしてはジェットロには期待できない。むしろ、中小企業のために専門のあつせん所なり、貿易の業務機関を作つてもらいたい。これが大体私のそれぞれ調査した百五十の、同じような意見もありますけれども、こ

ういふ意見です。ですから行政を担当

されている通産大臣あるいは通商局長は、こういうことを御承知なのか、御承知でないか。その点をまずお伺ひいたします。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 従来の財団法人の海外貿易振興会が、かなり非難がありましたこと、また、思うようない実績の上になつたことは、事実であります。それでありますから、われわれもこれに国がほんとうに力を入れて、そして非難のない、そしてまた実際に効果が上るものに仕上げなければならぬという決心をしました。理由も、そこにあるのであります。たゞ、いろいろ従来の貿易振興会についての批判につきましては、まあある面の方々の言われるままの悪い面ばかりであつたわけではないのであります。でも、もちろん喜ばれておる面もたくさんあつたわけですが、しかし、いいところは伸ばし、悪いところは矯正するといふふうな考え方、今回それを思いきつて直してまいり、こういうことになつておるのであります。また、大阪におきまして、従来まあ、本部が大阪にありましたが、関係もあつたので、国内の連絡が私に十分であつたと思ひます。それで国内の方々が、貿易振興会の利用という点に非常に欠けておりました。それはやはり国内のPRが足りなかつたといふふうに考えておるものであります。やはり本部は中央に置きまして、実質の仕事は、大阪がかなり多いと思ひます。しかし、今度は連絡という点になりますと、どうも東京に全国的な機関があります関係で、本部はやはり東京に置いて、そして国内との連絡をはかつて、いろいろこの振興会の存在するはつきり御認識のない

面につきまして、力を入れていくということ、今後の効果を十分上げていくようにというところを、われわれねらつておるわけでありまして、

○阿部竹松君 今ここでわざわざ私がかうだかわかりませんけれども、私が今申し上げた点と関連するのです。が、どういふ商社が今までのジェットロを利用しておつたんですか、ここでおわかりになりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 具体的にならば、ちよつとここで商社の名前までも覚えてはおりませんが、先般のあの参考人の説明を聴取されましたが、きにも、るる御説明がありました。大商社、中小商社の代表が、それぞれ利益を受けたいという開陳をしたことは御存じの通りであります。で、先般も私から御説明を申しましたように、業務の性質上、大商社よりも、中小の商社の方に利用を願つてゐる割合の方が多々ありまして、先般もいろいろ調査あるいは宣伝の場合、あるいは貿易あつせん所の仕事、それから国際見本市の仕事というふうに分けてまして、いろいろ数字で御説明申し上げましたが、要するに大部分が中小企業に恩恵がいつておるとわれわれは確信をしておるわけでありまして、しかしながら中小企業と申しまして、これは非常に数の多いことは御存じの通りであります。中間の加工業者の方からいいますと、自分の作つてゐるものがどこへ輸出されてゐるかわからぬという方々も、かなりおられるんじゃないかと思ひます。そういう人たちは、率直に言う、貿易業者まかせなんでありまして、海外の市場調査をそれほど深くされてない向きも

あろうと思ひますし、そういうことは無関心に、とにかく注文があれば、それをとられることであらうと思ひます。かりにそういう人たちに尋ねになった場合に、あるいはジェトロの名前も知らぬし、どういふことをやっておるか知らぬという人たちも、それはないことではないと思ひます。が、しかしいづれ貿易業界からは、非常にその存在理由も認められ、利用を願つておるのであります。それは確かに従来は民法上の財団法人でありましたがために、役所がその補助金の交付という面におきましては、監督はいたしてはおりましたが、全般的な監督はするすべもなかつたやうなわけでありました。そういうことから、今度特殊法人としてお認めを願つて、資本金も二十億圓出すという事になって、いづれちゃんとした貿易振興の中核機関になるわけでございます。従来がほんとうにうまくいっておつたというところであるならば、あるいはこれは若干逆説的な言ひ方になるかもしれませんが、こういう法律でお願いする必要はないかもしれぬと思ひますが、若干うまくいってないかつたればこそ、今度こういう特殊法人として、こういう法律で新しい貿易振興機関として発足したい、こういうわけでありまして、これはいかなる法人におきまして万人に満足がいくといふことは、これは非常にむづかしいことだと思ひのであります。が、少くとも、今度新しい装ひのもとに発足する日本貿易振興会につきましては、われわれとしては、従来のそういう批判を教訓として、そういうことのないように、最善の努力を尽させたい。

い。これは、われわれは監督官庁側になるわけで、直接運営の衝に當りませんが、多分その新しい理事長なり役員が、そういう意気込みで運営をされるものであらうと確信をしておるわけでありまして、われわれはいたしまして、監督官庁として参りたい、こういう方向で指導をして参りたい、こういうふうに考えております。

○阿部竹松君 機構をすっかり変えてしまつてお金を投するんですから、局長の御答弁のようなことにならうと思ひます。従つて新しい法案の審議をすればいいことになるんですが、私どもは、やはり現在の姿があまりでたためであるから、どうしてもそれが参考になる、將來こういうことがあつてはいかぬといふように考えて、苦しいことを御質問するわけですが、局長がおっしゃる通りに、私がこれを調べたのは百五十くらいですから、数が少いんです。しかしその百五十全部調べてみて、こういうことを明確に言ふんです。それから、あなたのおっしゃる大手よりも中小が多く使つたという、言葉だけで示していただかなければ、ただあなたのお話を私に聞かせなければ、ただあなたの調べたのとは全然違ふ。で、答弁でなく、そういう明確なやうな数字があると思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今のお尋ねの点につきましては、前回数字で実は御説明を申し上げたのであります。なんならばこれを印刷にしましてお配りもいたしますが、詳細はあとで刷りものにして配らしていただこうと思ひますが、先般御説明を申しました点の

要点だけを、かいつまんで申し上げますと、市場調査につきましては、まず第一に調査結果を、いろいろな月刊雑誌なり、日刊の広報というやうなもので業界に周知徹底をはかつておるのであります。が、要するにその発行部数のうち、大半が中小企業関係に配布をされておるというのが第一点。それから業界から受託調査として、調査の依頼を受けておりますが、それも大部分が中小企業関係であります。それから業界の専門家にあります特殊市場調査というものをやつておりますが、これも大部分が中小企業の業界団体から派遣を願つておる。それから図書館の利用者も、その大部分が中小企業になっておる。それから次に貿易あつせん事業でいいますと、出品者も、これまた大部分が中小企業関係、またあつせん所におきまして引き合ひあつせん件数も、大部分が中小企業になっておるわけでありまして、次に国際見本市につきましても、大体小間数の過半が中小企業関係になっております。ただ最近東南アジアで、後進国で行いました見本市は、機械類を中心にしたのがございますが、その場合は抜きにしまして、その半分が中小企業関係が出品をした。それから次に海外のPRの関係であります。ですが、これもこれまでアメリカ、カナダにおきましてPRをいたしたものは、大部分中小企業関係の商品になっておるのであります。マーケット・リサーチにおきまして、全部が中小企業の関係の商品であります。それから農水産物、医薬品につきましては、関係の輸出組合等と共同施設でいろいろな調査、宣伝をいたしておりますが、こ

れもまた大部分が中小企業関係になっております。意匠改善の事業にいたしても、海外の優秀見本品を収集をしていきまして、各地方にそれを巡回展示をいたしておりますが、大部分が中小企業関係になっておるのであります。それから留学生としてデザイナーの養成をいたしておりますが、これも中小企業が大部分ということになっておるのであります。国内のPRの関係におきまして、現在九カ所に支部を置きましてやつておるのであります。これは若干経費の関係で手不足でありまして、十分なことにはできていないのであります。支所の拡充につきましては十カ所程度に拡充をいたしまして国内におけるPRをやつて、中小企業者の貿易相談にも従来より以上に手厚く応ぜられるように態勢を整えていくといふふうに考えておるのであります。大体以上であります。われわれのいろいろな面から調べましたそれだけの事業別の中小企業者によつての利用割合といふものは、要するに半分及び大部分といふのがいづれの事業につきても言えることなのであります。しかしながら、たとえば金屈洋食器の問題、あるいは体温計の問題にしまして、やつたことは中小企業関係であります。が、それはジェトロのやつたことのすみずみまでも関係業者に熟知願つておつたかどうかといふことについては、これはそこまで手が伸びていない面もあつたのではないかと思ひのであります。従ひまして、主要都市におられます貿易業者、中小の貿易業者は知つていただけても、まあいなかにおられるメーカーの方々にそれだけ価値判断を願つておつたかどうか

といふことについては疑問があらうかと思ひのであります。しかしながら少くとも従来やつておりましたことは、繰り返して申すやうであります。大半、大部分中小企業が対象になっておるといふことであります。

○阿部竹松君 大半が中小企業といふのですが、その数字をお知らせ願ひたいわけですよ。たとえば調査事業といふのがこれは六点でございます。一般市場調査報告とか、それから貿易あつせん事業といふのは、引き合ひ件数、ニューヨークから始まつて七点、それから国際見本市事業が海外見本市参加といふのから始まつて五點、それから海外広報宣伝事業及び宣伝映画製作費とかテレビ宣伝放送などがございまして、しかし全部集めても、また宣伝映画製作件数でも昭和三十年四件、三十一年五件、三十二年七件しかやつていないのです。あなたのおっしゃる通りにその仕事をやつていないのです。私の資料が間違つておるかどうかわかりませんが、実際私も調べたのです。ですから、お説の通りにどうも実はうなずけないのです。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先生の御っしゃつた数字が何かちよつと私には……この調査を申ししてもいろいろの調査をいたしておるのであります。従ひまして、たとえば今私が言いました中で、この依頼を受けました九百件に上つておるのであります。これを仕分して見ますと、全部が中小企業関係になると思ひます。それから特殊市場調査、これも年間二十五班程度が出ておるのであります。これも全部が中小企業関係なのであります。そ

の他にも、いわゆる現地からそのときどきの市況なり、駐在地のいろいろな経済状況を報告をしてきておりますが、かなりの部分が中小企業に役立つものなんでしょう。また、このあつせん所の事業にしまして、あつせん所の仕事は、商品をかいつで歩いてあつせんするといふよりは、そこで商品のそういうルートを決めて展示をして、いつからいつまでこういう商品の展示をいたしますという事で、まず広告を、新聞記者を集めて、現地のそれと興味を持つバイヤーを誘致するわけでございますが、そうしてそこでまず見せてあつせんにかかるわけなのであります。まずその見せました商品、いわゆる出品者のうちの九〇％は中小企業、こうなっております。また引き当てあつせんをした件数が一万五千件に年間としては上つておりますが、そのほとんど大部分は中小企業であります。で、この大商社は、かにニューヨークにしましてロンドンにしまして、もう一つあります、広範に支店あるいは出張所、駐在事務所を配置しておるわけでありまして、そういうふうな引き合いとか、あるいは調査とかというふうなものは、自分の手で大部分やつておるわけです。ただ、国際見本市というよりなことにありますと、各国がそこでやります関係上、これは大商社も中小商社も一緒に参加をしておるのであります。

おるといふのは明白な事実なのであります。もちろんその大企業も大商社も参加はいたしておるのであります。大部分は中小企業ということになっておるわけでありまして、

これまでやつてきましたことの大部分は、中小企業を基本的にやつてきたといふことは、これは明白な事実であります。その点は一つ御了解を願います。

出組合であります。その共同施設をやつておりますが、一つこの表をのらん願いたいと思つて。

ばいけ。ところが技術者というよりなところになります。どこの会社からもなかなか出してくれぬといふようなことで、やむを得ず通産省の若手の技官から行つてもらうといふようなものもある。もちろんそれはそれであります。大蔵省の技術官は農林省方面からも、まあこの応援をお願いしまして、今御指摘のありましたように、通産省からは七名、大蔵省からは二名、農林省からは三名、要するに合計十二名行つておるわけです。先ほども、これは何か見物に、あるいは語学の勉強に出してあるんじゃないかといふふうなあれもありました。決してそういうつもりではないのであります。行つた者はそれぞれ非常によく働いておる。いい報告もよくしておる。決して民間から採用されて行つた者と、劣らぬと申します。より以上の優秀な成績を上げておる。であります。しかし、これは過渡的に応援として各省から出しましたので、われわれといたしましては、振興会の職員が漸次充実に充つて、官庁からの者は引き揚げるべきではなからうかといふふうに考えております。行く以上はもう役所と縁を切つて、そのジェトロの職員になり切つていくといふことでなくてはならぬといふふうに考えておるのであります。さしあたるのことはどうしても、民間からと申しまして、なかなか実問題になつてくるといふ面もあるわけでありまして、まあ現在程度の応援は、私は個人的にはやむを得ないかと思つておりますが、今後の方向といたしましては、できるだけやはりこのジェトロは

おるといふのは明白な事実なのであります。もちろんその大企業も大商社も参加はいたしておるのであります。大部分は中小企業ということになっておるわけでありまして、

これらのいろいろな国際見本市の参加あるいは市場調査あるいは貿易あつせん事業、その他広報宣伝にいたしましても、特にいなかの地方になりますと、もっぱら府県の商工部あるいは貿易課とかという所との連携を密にしてやつておるのであります。従いまして、今、先生の御指摘のような点から察しますと、あるいはそういういなかの地方におきまして、中小のメーカーさんにもまでやつておることが御了解願つていない、あるいはもつと利用しようという意気込みといふことが、心がまえができていないのじゃないかといふふうに感ずるのであります。従来、大府県は別にしまして、いなかでは府県の商工部あるいは経済部との連携を中心にやつておるのであります。まあ、今後ジェトロそのものの支部を拡充することによりまして、直接そういう中小企業の業界にも接触をしたいと思います。いなかのほうに考えておるのであります。まあ、少くとも今までのところ、やつておることを数字的に調査をしますと、そういう結果に実はなるわけなのであります。しかしながら、従来の金の制約もありまして、それぞれの仕事が多分できなかったこともあろうかと思つて。従いましてその業界のすみずみにまで、いなかのその中小企業のすみずみにまで事業の内容を御了解願つていなかった、あるいは御利用願つていなかったといふことはあろうかと思つておりますが、少くともこ

れまでやつてきましたことの大部分は、中小企業を基本的にやつてきたといふことは、これは明白な事実であります。その点は一つ御了解を願います。

出組合であります。その共同施設をやつておりますが、一つこの表をのらん願いたいと思つて。

ばいけ。ところが技術者というよりなところになります。どこの会社からもなかなか出してくれぬといふようなことで、やむを得ず通産省の若手の技官から行つてもらうといふようなものもある。もちろんそれはそれであります。大蔵省の技術官は農林省方面からも、まあこの応援をお願いしまして、今御指摘のありましたように、通産省からは七名、大蔵省からは二名、農林省からは三名、要するに合計十二名行つておるわけです。先ほども、これは何か見物に、あるいは語学の勉強に出してあるんじゃないかといふふうなあれもありました。決してそういうつもりではないのであります。行つた者はそれぞれ非常によく働いておる。いい報告もよくしておる。決して民間から採用されて行つた者と、劣らぬと申します。より以上の優秀な成績を上げておる。であります。しかし、これは過渡的に応援として各省から出しましたので、われわれといたしましては、振興会の職員が漸次充実に充つて、官庁からの者は引き揚げるべきではなからうかといふふうに考えております。行く以上はもう役所と縁を切つて、そのジェトロの職員になり切つていくといふことでなくてはならぬといふふうに考えておるのであります。さしあたるのことはどうしても、民間からと申しまして、なかなか実問題になつてくるといふ面もあるわけでありまして、まあ現在程度の応援は、私は個人的にはやむを得ないかと思つておりますが、今後の方向といたしましては、できるだけやはりこのジェトロは

おるといふのは明白な事実なのであります。もちろんその大企業も大商社も参加はいたしておるのであります。大部分は中小企業ということになっておるわけでありまして、

これらのいろいろな国際見本市の参加あるいは市場調査あるいは貿易あつせん事業、その他広報宣伝にいたしましても、特にいなかの地方になりますと、もっぱら府県の商工部あるいは貿易課とかという所との連携を密にしてやつておるのであります。従いまして、今、先生の御指摘のような点から察しますと、あるいはそういういなかの地方におきまして、中小のメーカーさんにもまでやつておることが御了解願つていない、あるいはもつと利用しようという意気込みといふことが、心がまえができていないのじゃないかといふふうに感ずるのであります。従来、大府県は別にしまして、いなかでは府県の商工部あるいは経済部との連携を中心にやつておるのであります。まあ、今後ジェトロそのものの支部を拡充することによりまして、直接そういう中小企業の業界にも接触をしたいと思います。いなかのほうに考えておるのであります。まあ、少くとも今までのところ、やつておることを数字的に調査をしますと、そういう結果に実はなるわけなのであります。しかしながら、従来の金の制約もありまして、それぞれの仕事が多分できなかったこともあろうかと思つて。従いましてその業界のすみずみにまで、いなかのその中小企業のすみずみにまで事業の内容を御了解願つていなかった、あるいは御利用願つていなかったといふことはあろうかと思つておりますが、少くともこ

れまでやつてきましたことの大部分は、中小企業を基本的にやつてきたといふことは、これは明白な事実であります。その点は一つ御了解を願います。

出組合であります。その共同施設をやつておりますが、一つこの表をのらん願いたいと思つて。

ばいけ。ところが技術者というよりなところになります。どこの会社からもなかなか出してくれぬといふようなことで、やむを得ず通産省の若手の技官から行つてもらうといふようなものもある。もちろんそれはそれであります。大蔵省の技術官は農林省方面からも、まあこの応援をお願いしまして、今御指摘のありましたように、通産省からは七名、大蔵省からは二名、農林省からは三名、要するに合計十二名行つておるわけです。先ほども、これは何か見物に、あるいは語学の勉強に出してあるんじゃないかといふふうなあれもありました。決してそういうつもりではないのであります。行つた者はそれぞれ非常によく働いておる。いい報告もよくしておる。決して民間から採用されて行つた者と、劣らぬと申します。より以上の優秀な成績を上げておる。であります。しかし、これは過渡的に応援として各省から出しましたので、われわれといたしましては、振興会の職員が漸次充実に充つて、官庁からの者は引き揚げるべきではなからうかといふふうに考えております。行く以上はもう役所と縁を切つて、そのジェトロの職員になり切つていくといふことでなくてはならぬといふふうに考えておるのであります。さしあたるのことはどうしても、民間からと申しまして、なかなか実問題になつてくるといふ面もあるわけでありまして、まあ現在程度の応援は、私は個人的にはやむを得ないかと思つておりますが、今後の方向といたしましては、できるだけやはりこのジェトロは

おるといふのは明白な事実なのであります。もちろんその大企業も大商社も参加はいたしておるのであります。大部分は中小企業ということになっておるわけでありまして、

これらのいろいろな国際見本市の参加あるいは市場調査あるいは貿易あつせん事業、その他広報宣伝にいたしましても、特にいなかの地方になりますと、もっぱら府県の商工部あるいは貿易課とかという所との連携を密にしてやつておるのであります。従いまして、今、先生の御指摘のような点から察しますと、あるいはそういういなかの地方におきまして、中小のメーカーさんにもまでやつておることが御了解願つていない、あるいはもつと利用しようという意気込みといふことが、心がまえができていないのじゃないかといふふうに感ずるのであります。従来、大府県は別にしまして、いなかでは府県の商工部あるいは経済部との連携を中心にやつておるのであります。まあ、今後ジェトロそのものの支部を拡充することによりまして、直接そういう中小企業の業界にも接触をしたいと思います。いなかのほうに考えておるのであります。まあ、少くとも今までのところ、やつておることを数字的に調査をしますと、そういう結果に実はなるわけなのであります。しかしながら、従来の金の制約もありまして、それぞれの仕事が多分できなかったこともあろうかと思つて。従いましてその業界のすみずみにまで、いなかのその中小企業のすみずみにまで事業の内容を御了解願つていなかった、あるいは御利用願つていなかったといふことはあろうかと思つておりますが、少くともこ

れまでやつてきましたことの大部分は、中小企業を基本的にやつてきたといふことは、これは明白な事実であります。その点は一つ御了解を願います。

出組合であります。その共同施設をやつておりますが、一つこの表をのらん願いたいと思つて。

ばいけ。ところが技術者というよりなところになります。どこの会社からもなかなか出してくれぬといふようなことで、やむを得ず通産省の若手の技官から行つてもらうといふようなものもある。もちろんそれはそれであります。大蔵省の技術官は農林省方面からも、まあこの応援をお願いしまして、今御指摘のありましたように、通産省からは七名、大蔵省からは二名、農林省からは三名、要するに合計十二名行つておるわけです。先ほども、これは何か見物に、あるいは語学の勉強に出してあるんじゃないかといふふうなあれもありました。決してそういうつもりではないのであります。行つた者はそれぞれ非常によく働いておる。いい報告もよくしておる。決して民間から採用されて行つた者と、劣らぬと申します。より以上の優秀な成績を上げておる。であります。しかし、これは過渡的に応援として各省から出しましたので、われわれといたしましては、振興会の職員が漸次充実に充つて、官庁からの者は引き揚げるべきではなからうかといふふうに考えております。行く以上はもう役所と縁を切つて、そのジェトロの職員になり切つていくといふことでなくてはならぬといふふうに考えておるのであります。さしあたるのことはどうしても、民間からと申しまして、なかなか実問題になつてくるといふ面もあるわけでありまして、まあ現在程度の応援は、私は個人的にはやむを得ないかと思つておりますが、今後の方向といたしましては、できるだけやはりこのジェトロは

みずから内部でもってそういう職員を養成して、他からの応援を求めずにいづべきではないかというふうに考へておられます。

○阿部竹松君　そうしますと、新しい法案と関連して行くのですが、今のジェットロは全部吸収して機構改革をやつて、二十億の金を出して実施すると、こゝろおっしゃるわけですが、それと関連して、たとえば農林省とか大蔵省あるいは通産省から、それぞれその管に属する人が今まで入つておる。今後どうなるかということですが、その人たちは、やはり通産省に属する方は通産省にやはり籍を置いたまま行くわけですか、その点はどうなんですか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　この建前は、現在行つておられます者は、一応退職したという格好で行つておるわけでありまして。しかし、二年なり三年なりいたしまして帰つてくる場合には、それは元へ戻してやるというまあ約束のもとで行つておるわけでありまして。従いましてこれは全体の一部になるわけでありまして、行つた者は各省へ帰られぬということではなしに、農林省にしましても通産省にしましても、事務官あるいは課長というものは数がありますので、人事のやりくりでそれをやつておるのであります。で、ただ、いろいろ誤解がありますのは、もうほんとうに役所をやめて行つておる者は、これはもちろん自分の昔の役所に帰るといふことではなしに行つておる者ももちろんございしますが、これはもうやめて行つておるわけでありまして。今申しました海外へ行つておる十二名のごときは、これは一時役所から

応援をしてやつたということで、いづれ二、三年たつたら元へ戻るといふ建前で行つておるのであります。法律的な形式を申しますと、一応退職して退職金をもらつて行つておる、従つて元に戻つてきますと再採用というふうな関係になりまして、たとえば恩給の計算とか何とかなりますと、それだけ空白にもなる、若干不利になる、ずつと前からおつた者と比べますと不利になるわけですが、それは、まあ話し合ひで、納得の上でそういう応援隊を出しておる、こゝろのことです。

○阿部竹松君　そういう関係はわかりましたが、そうしますと、現在ある施設も将来これはますます拡大して、国内のPR活動も大いにやるというので、すから、国内施設もどんどんこれはあれですね。また拡張していくということになりますのですね。

もう一つお伺いするのは、たとえば通産省なら通産省からニューヨーク、あるいはほかへ通商官という何名かの人が行つておるのところがございまして、そういう人の関係はどうなりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　現在通産省から、いわゆる在外公館へ派遣されている、身分的には外務省事務官になつて行つておるのでありますが、一応その一時的にせよ外務省に籍を移しまして、外交官になつて行つておる者が現在三十名ございします。で、ニューヨークに行つて見ますと、現在二名、最近一名行きましたが、二名になつております。これと貿易あつせん所との関係ということになるわけですが、これは率直に申しまして非常にうまくいつていると申し上げてよからうかと思いま

す。私も一時ワシントンの大使館に御厄介になつたのでありますが、通産省出身の人間がおるところとおらないところと比較してみますと、非常にこの両者助け合つてうまくいつておるわけですね。で、その仕事上の重複があるかないかという問題、これは全然ございせん。もう毎日のごとく顔を合わせ電話であつて、まあこの商品ごとのいろいろの引き合ひの調査とか、あつせんとかいふ問題は、在外公館にきたやつは全部あつせん所の方に回していただきます。そこで処理をしていく。あまりむずかしい一般的な調査事項になりますと、在外公館の方に頼んでやります。両者がダブルに頼んでやります。となつてやつておるのであります。で、こゝろいうあつせん所等の機関の持ち味というものが、その現物を見せて、商品を見せて、そこでいろいろ引き合ひをするといふことをやるのであります。これは在外公館では出来ません。ましては在外公館も応援をして、たとえばカン詰ならカン詰、あるいは絹織物のショウをやる場合には、在外公館長みずから首領をとりまして人を集め、あるいは新聞記者集めをやる、業界にも話しかける、パーティにも出てあひさつをして、できるだけ公私とも集まりをいたしまして効果を上げていく、こゝろいう次第であります。通産省から行つておる者と、それからジェットロの現地職員とは非常にうまくいつておるのであります。一、二在外公館との関係で摩擦があるという意見も聞くのであります。まあ人間の社会でありますので、全然そういうことはないとも

言ひ切れぬのでありますが、こゝろいう

機関をいたしましては、私は両者の関係は百パーセント円滑にいつてい

申上げていいのじゃないか。戦前に

おきまして、この在外公館と、それからその当時の貿易組合中央会が出しておりました現地職員との関係は若干摩擦があつたのであります。そういうところからあるいはそういう摩擦があるのじゃないかという過去の先入主というふうなことから議論をされる向きもあるのではありません。私は、現在のところ中央におきまして通産、外務、非常に連絡を密にしてうまくいつておりますし、現地におきまして摩擦はほとんどない、こゝろ申し上げていいんじゃないかと思つております。まあ人間の社会でありますので、これは人の性によりまして若干ごたごたがある人もあつたかもしれぬと思ひます。まあ、大よそこゝろいう制度としてみれば間違ひなく円滑に私はいつてい

こゝろ思います。

○阿部竹松君　松尾局長のおっしゃる通りよくいつていければ問題ないのですが、たとえばこれは国交回復しておらぬから通商官は行つておらぬでしようけれども、去年の北京の見本市で問題になつた日本商品の万年筆、あれなどもまことにけしからぬ、日本の商品はもうごまかしじゃないといふことが新聞とか、ラジオに出まして、私ども大阪まで行つて見ましたところが一ダース二百円から二百二十円な

んです。僕は、一本大体二百二十円か、二百五十円かと思ひましたら、一ダースが二百二十円か、二百五十円で売つておるのです。それなんか悪いのが当然なんです。悪くてもいいという条件で買つておるのですから。しかし、

そういう裏面を書かぬで、表面だけ書いて、日本商品はけしからぬと言つておる。イギリスは日本をレッテルどろほらだと言つておる。そういうことはイギリスに通商官も行つておりますし、ジェットロが完全に機能を発揮しておればそういうことにならぬ。どろほらはお互いさまです。こゝろいうことを一方的に日本が押しつけられておる構想も少しが、それが全然うまいといつておらぬ。それをどういふふうにするか、ただ機構を変えて、簡単に法律の条文を作り直して、そうして今度法人格を変えたとおっしゃつても、そゝ局長のおっしゃる通りに、簡単に効果が上るとお考えになるわけですか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　中共の場

合は、これはちよつと事情が違ひまして、今もお話がありましたように、要するに何ぼのものという、値段で取引したのであります。そこでそういうものは、たとえばアメリカ向けのこゝろいうものなんだ、それでもいいといううなことで出たわけでありまして。御承知のように、日本は先進国にも売つておりますが、まあ、何というか、アメリカの土人向けの商品も売つておるやうなわけでありまして、中国にそういう万年筆を出す場合、いわゆる文房具としての万年筆を出さなくちゃならなかつたわけでありまして、値段の点で、それでもいいといふやうなことが

だつたといふやうなことで、まあい

もあつたようでありまして、その点は関係の機関あるいはその関係の検査員についてもそれぞれ必要な処置をしたのであります。また各国のデザイン模倣といふ点、盗用という言葉を言ふと、またおしかりを受ける面もあるかと思ひますが、この点につきましても、確かにわれわれ日本の商社、メーカーとして反省すべき点はあるんじゃないかといふふうに思つております。もちろん外国人が日本のデザインを盗用する場合もあつて、その事例も現地からそれぞれ報告も来てはおりますが、まあ人の悪い場合を責めることはもちろん必要であります。が、われわれの方の側の落ちつきましては、これは深く反省をして、そういうことのないようにいたさなければならぬのじゃないかと思ひます。それから、イギリス関係につきましても、確かに日本側の方が悪かつた場合の方が多いのであります。そういうことから、デザインの進歩、改善という面と同時に、そういう模倣とか、盗用というふうなものを防止しなくちゃいかぬというところが、一つの輸出振興施策の一環になつておるわけでありまして、これにつきましても、今三つのデザイン・センターを設けて、その防止をいろいろやつておるわけでありまして、これとても最善とはいへぬと思ひますが、いろいろ措置をいたしておるのであります。

○阿部竹松君 もう一つやるそうです。から、私も一点だけお伺いして、あと質問は次回に譲りますけれども、今の局長の御答弁が親切丁寧だけれども、向要領を得ないので、私あつた。さしあたりは、それぞれの機関でやつていただく方がよろうじゃないかといふふうに考へておられます。

○阿部竹松君 在外公館でやつた方が便利でいいといふところ、中共には在外公館はないでしよう。あなたのおっしゃる御答弁では、在外公館でやつた方が便利であるといつても、ないものは、どうにもならない。もう一つは、こういうことなんです。暫時見るといふことは、将来こういう機関をもつて中共貿易を取り扱うというところなのか。岸総理は善隣友好をジェットロを通じてやる、頼まれればということなのか。その点を一つと、もう一点は、それを全然やらぬものかという、イエスか、ノーかで決つてから……。

○政府委員(松尾泰一郎君) 中共につきましても、現在日中輸出入組合が処理しておるわけですが、あそこにおきまして見本市にいたして、いろいろな事務はあそここの団体がやつておるわけですが、また国際貿易促進協議会もやつておるわけですが、またそこへジェットロが入つていくといふことは、若干摩擦の面もあるといふふうに考へます。で、しばらくは今の日中輸出入組合なり国際貿易促進協議会の方にまかせておく方がいいのではないかと、こういうふうに考へておるわけですが、將來事情によりましては、もちろんジェットロが入つていく必要があれば入つていっていいんじゃないかと考へております。現在の日中輸出入組合なりの事業につきましても、それぞれ別に予算を見ておるわけでありまして……。

○委員長(近藤信一君) それではまだ御質問もあつて存じますが、本日はこの程度にして、次に工業用水道事業法案を議題といたします。まず、本案の内容について御説明を願ひます。

○政府委員(松尾金蔵君) 工業用水道事業法案の内容の概略につきましても、前に提案理由のときに御説明いたしましたと思ひますので、その法案の内容について条文のおもな点を拾つて御説明申し上げます。

第一条は、目的は、前の提案理由で御説明いたしました通りでございます。工業用水の重要性にかんがみて、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめるためのものであります。そのようなる事業につきましても、第二章——第三条以下におきまして事業の届出及び許可制の規定を設けております。工業用水道事業は、御承知のように、その大部分の場合が地方公共団体でございますが、地方公共団体は、その団体の性質からいって地方の発展、福祉をはかるのが本来の趣旨でございますので、地方公共団体の場合には一応六十日前までの届出といふことで事業の承認をいたします。しかしそれな例でございますが、地方公共団体以外で事業を営みます場合には、やはり工業用水道のいわゆる公共性にかんがみまして、これには許可制をとつております。

す。しかし、地方公共団体が事業を営みます場合の届出の場合にも六十日前の事前届出という形にいたしまして、第五十五条の許可の基準に合致——失礼しました。六十日前までの事前届出にいたしました。その事業の内容等につきましては、後ほど御説明をいたします。施設基準に合致してどうかといふような問題について十分検討いたしまして、もしその場合に、事業内容等に問題がございすれば、適当な行政指導なり、あるいは内容いかんによつては工事設計の変更等の指示をするような仕組みにいたしております。実際上は地方公共団体の事業の内容にあやまちなきを期してある次第であります。

次に、第五十五条の場合は許可の基準を掲げておりますが、これは第三章第二項に掲げております。これは地方公共団体以外の者が事業を営みます場合の許可の場合の基準をここに掲げておりますが、この中にございまして、やはり特にその許可に際しましては、やはり施設基準に適合しておるかどうかという点も、特に十分審査をして参りたいと思ひます。

次に第六条でございますが、これは地方公共団体である工業用水道事業者が、先ほど申しました届出によつて事業をやるわけでございますが、その場合の給水能力、給水区域等事業の非常に重要な点につきまして変更をしようとする際には、やはり事業開始のときとは同様の指導が必要であると思ひますので、四十日前の事前届出制という制度にいたしておるわけでありまして、地方公共団体以外の者がそのようなことをやります場合には同じく許可制をしておるわけでありまして、工業用水

道事業は、その水道、工業用水を受ける方の工場の側からいまして、まあ法律の趣旨にも書いてございまして、非常に、豊富低廉でしかも安定した供給を受けることが必要でございまして、そういう意味から第九条におきまして工業用水道事業者が勝手に事業をやめ、あるいは廃止をやるというようなことでは困りますので、この場合にもそれぞれ休廃止につきましては届出あるいは許可の制度を設けているわけであります。

次に第三章におきましては、先ほど申しました工業用水道事業を営みます際に、やはりその施設ができるだけ経済的に、しかも安全度の高い施設であることが必要でございまして、そのような意味から第十一条にそれぞれ施設基準を設けております。このような施設基準に合致することの要件を備えることを法律の上でも要求いたしております。そのような施設基準を設けまして、その施設基準に適合しないために工業用水道事業の運営が、適正かつ合理的な運営に支障がある、あるいは公共の安全を害するおそれがあるというような場合には、第十二条によりまして、通産大臣はその工事設計の変更を指示することができるようになっております。これが先ほど申しましたように、地方公共団体の場合におきましても、事前届出の際等におきまして、このような事実上の指導等なりを実施して参る仕組みになっております。

なお、そのようにしてできました工業用水道事業の施設につきましては、先ほど申しました工業用水を要求する方の側が、やはり安定した供給を受けなければならぬし、また工業用水道の

事業には、やはりその貯水池でありますとか、あるいは道管にある程度圧力をかけるような、水圧をかける等の関係もございまして、公共の安全というような点もございまして、そのような意味から第十四条におきまして、施設基準に適合するように、当初の、設置当初だけではなくて、その後においても施設基準に適合するように維持することを法律で要求いたしております。そのような点に支障があります場合には、やはり改善するように指示することができるよう第十四条に規定をいたしております。

さらに第四章に参りまして、そのようにして、なお工業用水道事業者が事業を営みます場合には、工業用水道事業の公共性にかんがみまして、また工業用水を要求する方の工場の立場からいたしますと、途中で工業用水を中断をいたしますことは、工場にとって非常に大きな問題であります。そういう意味から申しまして、給水義務を第十六条に規定をいたしておりますが、工業用水道事業の公共性にかんがみまして、このような趣旨の規定を設けたわけでございます。

なお、工業用水はやはりその利用する工場の側にとって、できるだけ低廉な、経済的な値段であることが必要でありますし、しかしまた同時に、工業用水道事業として安定的な経営が行われなければ工業用水の安定供給もできないわけでございますので、そのような意味合いで供給規程を第十七条に設けることを規定しております。この供給規程の第十七条の第三項におきまして、供給規程にはこのような条件に適合することが必要であるというよう

な規定を設けております。地方公共団体ににおきましては届出、それ以外の事業者が営む場合には認可ということにいたしております。

さらに最後に第二十条におきまして、工業用水道事業の重要性にかんがみまして、第二十条の規定で特に事業者に対して、工業用水道の布設につきましても国家が必要な資金の確保その他の援助に努める宣言規定を設けております。従来も御承知のように、ある程度補助金あるいは起債のあつせん等をして参っておりますが、そのような国の援助について特に明文を設けたわけでございます。

第五章の雑則におきまして、第二十条の自家用工業用水道の規定をいたしておりますが、最初に申しましたように、この法案は工業用水道事業の法律でございますので、事業でない、いわゆる自家用のものにつきましては、本来直接の規制対象ではないわけでございますが、しかし工業用水道事業によつて供給される工業用水と、自家用に使われる工業用水とは相互に補完関係に立つわけでございます。また工業用水は、御承知のようにその水源等につきましても、だんだんと水源が少なくなつて参るといふようなことにもかんがみまして、自家用、工業用水道の実情をよく把握する意味合いにおきまして、第二十一条で届出の規定をしていただくように規定をしておるわけでございます。

なお、この全体の規定の中には工業用水道事業の、相関連いたしまして、事業を営むための土地の立ち入りでありますとか、あるいは土地収用ができるような規定も入っておりますし、さ

らに、第二十二条等におきましては工業用水道事業の今後の育成強化のために水源調査もやるようにいたしております。

なお最後に付則のところでは、第二項以下に経過規定を設けまして、現在すでに事業を営んでおる者等につきましては、経過的な簡易な措置をとるようにならして参るわけでありまして、以上、法案の大体の骨組みを、条文のところに参りまして御説明を申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、本日は、この程度にいたしまして散会いたします。次回は、明日午後一時に開会いたします。

午後四時十七分散会

四月四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、北海道地下資源開発株式会社法案(予備審査のための付託は二月十七日)
- 一、中小企業信用保険公庫法案(予備審査のための付託は二月二十四日)
- 一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)
- 一、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局